

海戦法に関するニューポート・マニュアルについて

— 実務者のための海戦法マニュアル —

佐藤 幸輝

はじめに

令和5（2023）年5月、米海軍大学校ストックトン国際法センターから *Newport Manual on the Law of Naval Warfare*（以下「ニューポート・マニュアル」という。）が発表された¹。また、本（2025）年4月30日には第2版が公表された²。ニューポート・マニュアルの趣旨は、科学技術の進展等に伴い新たに検討を加えるべき分野が出現している中、海戦法、すなわち、武力紛争時に海上で適用される武力紛争法について、現在有効と考えられるものを示すことにより、海軍あるいは統合軍部隊等の指揮官、幕僚、リーガル・アドバイザーをはじめ実務者等の理解に資することを目的に作成したものである。

ニューポート・マニュアルの形式は、通常の軍のマニュアルの形式とし、ルールと解説という形式はとっていない。また、内容は全12章からなり、その項目は、「海戦法概念及び法源」、「海戦法の適用範囲」、「船舶、航空機及びそれらの乗員の地位」、「海上作戦の区域／海域（Areas）」、「武力紛争法の基本原則」、「海戦の手段・武器（Means）」、「海戦の方法（Methods）」、「海上における及び海上からの攻撃目標選定に係る法（Law of Targeting）」、「捕獲法（Prize Law）」、「海上における保護の対象となる船舶、航空機及び人」、「海上中立法」及び「海戦法と非国際武力紛争」である。

ニューポート・マニュアルは、日米豪印英独の専門家が個人資格で参加

¹ James Kraska, Raul Pedrozo et al., *Newport Manual on the Law of Naval Warfare* [hereafter NPM], <https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol101/iss1/1/>; ニューポート・マニュアルの日本語版（和訳）については、『海戦法に関するニューポート・マニュアル』日本語版を作成海上自衛隊幹部学校戦略研究会『トピックス』第104号、2025年1月29日、<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=topics&id=104>; ニューポート・マニュアルの概要については、「米海軍大学校から『海戦法に関するニューポート・マニュアル』が出版」海上自衛隊幹部学校戦略研究会『トピックス』第97号、2023年6月5日、<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=topics&id=097>; ニューポート・マニュアルを検討・評価した論説として、新井京、権南希、瀬田真、松山沙織、真山全、保井健呉「Newport Manualの概要及び検討」『同志社法学』76巻1号[通巻442号]、2024年4月；吉田靖之「現代における海戦法規の再表明—2023年米海軍大学『海戦法規ニューポート・マニュアル』第一読—」『高岡法学』第42号、2023年12月。

² Wolff Heintschel von Heinegg, David Letts, James Kraska, and Raul “Pete” Pedrozo, *Newport Manual on the Law of Naval Warfare*, 2nd ed. [hereafter NPM 2.0], <https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol105/iss1/1/>.

して作成したものであり、いかなる政府、機関等の公式な立場を示すものではない。第2版は、米豪独から4名が編集者となっている。2024年5月に米海軍大学校（ニューポート）において、多数の国や国際機関等から約40名の参加者を得てワークショップが実施され、初版に対する意見を検討し第2版に反映された³。

専門家グループは、国際法は主権国家により作られるという原則を重視し、専門家グループの構成員が考えるあるべき法（*lex ferenda*）を記述することは避け、現行の法（*lex lata*）、すなわち、過去から現在に至るまで、諸国が認識し、採用してきた海上における国際武力紛争を規律する有効な法を整理して記述することに努めた。したがって、条約及び慣習国際法と考えられる国家が遵守すべき法を記述しているが、ニューポート・マニュアル自体に法的拘束力がある訳ではない⁴。

本稿では、まず、情勢認識を確認し、海戦法の特徴とポスト冷戦期の終結と大国間競争の時代を迎えた現代におけるニューポート・マニュアルの意義について述べる。そして、同マニュアルの注目すべき事項についてその概要を述べ、必要に応じて解説を加える。

1 情勢認識

1989年に冷戦が終結し、1991年にはソ連が崩壊した。これにより政治的には自由民主主義体制が広まり、経済的には市場経済が拡大した。1990年から1991年の湾岸戦争のように、それまで米国と敵対してきたソ連の協調により武力行使を容認する国連安保理決議が採択されて米国主導の多国籍軍が構成されて対イラクの湾岸戦争が行われた⁵。このように、冷戦終結直後は、米国一強の時代が到来したことで主要国間の大規模戦争が生起する蓋然性が著しく低下したと考えられてきたが、今世紀に入り中国の著しい経済成長と政治軍事的な台頭及びロシアの復活、そしてその他の発展途上国に必ずしも自由民主主義体制が根付いておらず、むしろ中国やロシアのような権威主義的な政府が台頭していることから、冷戦終結直後の米国一極体制から中国、ロシア、EU、インドなど多極化へ移行している。2014年のクリミア併合に始まり、2022年の侵攻作戦で本格化したロシアによるウクライナに対する戦争や同じく2014年から本格化した中国の南シナ海の違法な埋め立て等による支配や武力による手段を含む台湾の併合の明示など、

³ NPM 2.0, Preface, pp. xiii-xiv.

⁴ ニューポート・マニュアルのその他の著者による同マニュアルの紹介として、James Kraska, “The Newport manual on the Law of Naval Warfare Facilitates Interoperability,” *Just Security*, June 14, 2023, <https://www.justsecurity.org/86854/the-newport-manual-on-the-law-of-naval-warfare-facilitates-interoperability/>; James Kraska, “Navies don’t agree on naval-warfare law. Here’s how to keep legal fissures from sinking your coalition: A new manual can help the U.S. and its partners stay on the same page,” *Defense One*, July 14, 2023, <https://www.defenseone.com/ideas/2023/07/fissures-naval-warfare-law-endanger-coalition-operations/388513/>; Wolff Heintschel von Heinegg, “In Honor of Yoram Dinstein - The San Remo and The Newport Manuals on the Law of Naval Warfare,” *Lieber Institute Articles of War*, April 23, 2024, <https://lieber.westpoint.edu/san-remo-newport-manuals-law-naval-warfare/>.

⁵ U.N. Doc. S/RES/678, November 29, 1990.

明確に安全保障環境は変化し、国際安全保障環境は大国間競争の時代に突入したといえる⁶。

2 海戦法の特徴とニューポート・マニュアルの意義

海戦法は、海上における国家間の闘争の歴史を経て形成された。特に18世紀半ば以降の海戦慣行を基に形成され、20世紀初頭までに概成した。その後の両世界大戦は国家総力戦の形態をとり、商船は国家の統制の下、護送され、武装し、軍の情報システムに統合されるなど、交戦国の戦争遂行努力に組み込まれたことから、そのような敵国商船を軍事目標として攻撃の対象とすることが一般慣行となった⁷。

第2次大戦後の1949年にジュネーヴ4条約⁸が締結され、そのうちの第2条約は、海上の傷病者、難船者、病院船等の取扱いを規定したが、海上における戦闘及び捕獲に関する法については条約の対象とされず、慣習国際法に委ねられた。さらに、1977年には、その後の武力紛争の経験を踏まえ、国際武力紛争に適用するジュネーヴ諸条約第1追加議定書⁹と非国際武力紛争に適用する同第2追加議定書¹⁰が成立した。第1追加議定書ではジュネーヴ条約の非戦闘員等の保護のための規則を充実させるとともに、陸上における戦闘行為に係る規則が追加され、陸戦の規則がほぼ条約化されることとなった。しかしながら、海戦については、引き続き慣習国際法に拠ることとなった。したがって、海戦法の一部は、1907年のハーグ諸条約など条約化されたが、ほぼ完全に条約化されている陸戦法と異なり、その大部分は慣習国際法からなる。

慣習国際法を確認するためには、戦時の具体的な行為としての国家実行のほか、主要国の軍のマニュアルを研究することは重要である。また、1994年に採択された多国籍の専門家による『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』（以下「サンレモ・マニュアル」という。）¹¹は国際機関等にも

⁶ 米国は国家安全保障戦略で大国間競争が復活したとの認識を示した（“[A]fter being dismissed as a phenomenon of an earlier century, great power competition returned.”）。White House, *National Security Strategy of the United States of America*, December 2017, p. 27.

⁷ W. Thomas Mallison, “Studies in the Law of Naval Warfare: Submarines in General and Limited Wars,” *International Law Studies*, Vol. 59, 1966, pp. 116-117.

⁸ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の完全に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約；海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（以下「ジュネーヴ第2条約」という。）；捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（以下「ジュネーヴ第3条約」という。）；戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約。

⁹ 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第1追加議定書）（1977年）（以下「API」という。）。

¹⁰ 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第2追加議定書）（1977年）。

¹¹ Louise Doswald-Beck ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Cambridge University Press, 1995,（『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル 解説書』竹本正幸監訳、東信堂、1997年）[hereafter SRM].

参照されており、現代の海戦法を確認する上で信頼のあるマニュアルとなっている。

しかしながら、サンレモ・マニュアルは1988年から研究が開始され、1989年の冷戦の終結と1991年のソ連の崩壊という国際環境を背景に検討がなされ、1994年に完成したものである。その特筆すべき性格は、「米国一強」に象徴されるポスト冷戦の主要国間の大規模な戦争生起の蓋然性が著しく低くなった時期に作成されたものであり¹²、したがって、大国間で国家総力戦が行われた第2次大戦の国家実行が軽視されることとなったことである。サンレモ・マニュアルの「ラウンド・テーブルの任務は将来の紛争のための規則を作り上げることであるから、過去の国家実行を決定的な要素とすべきではない」¹³とされ、「第1次世界大戦と第2次世界大戦中の国家実行を強調し過ぎてはならぬ」¹⁴という意見が受け入れられた。理想の平和な国際社会の到来が期待される中、人道や環境を重視したあるべき法（*lex ferenda*）をマニュアルに含むことに参加した多くの専門家が賛同したことは不思議なことではなかったであろう¹⁵。そして、それは一定の説得力を

¹² 1989年12月の米ソ冷戦の終結を宣言したマルタ会談（Malta Summit）において、ソ連のゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）最高会議議長兼共産党書記長は、「世界は一つの時代を克服し、新たな時代へ向かっている。我々は長く、平和に満ちた時代を歩き始めた。武力の脅威、不信、心理的・イデオロギー的な闘争は、もはや過去のものになった」とした（1989年12月3日）。“1989: Malta summit ends Cold War,” *BBC ON THIS DAY 1950-2005*, Dec. 3, http://news.bbc.co.uk/onthisday/hi/dates/stories/december/3/newsid_4119000/4119950.stm; 米国のレーガン（Ronald Regan）大統領は、1990年3月1日付でソ連のゴルバチョフに宛てた書簡で、「私たちは世界平和と人類の兄弟愛に貢献することができる（We can make a contribution to world peace and the brotherhood of man.）」としたためた。Kiron K. Skinner, Annelise Anderson and Martin Anderson, *Regan: a life in letters*, Free Press, 2003, p. 736; 英国のサッチャー（Margaret Thatcher）元首相は、1993年に出版した回顧録で、「1980年代の国際情勢の推移を振り返ってみると、それらは圧倒的にプラスのものであったように思える。・・・共産主義は敗退した。かつての共産主義衛星国には自由が回復された。・・・西側世界、特にアメリカは、その価値と経済システムがかつての敵対者からだけでなく、ますます多くの第三世界諸国にも受け入れられるようになり、地歩を維持することになった」とした。マーガレット・サッチャー『サッチャー回顧録 下巻』石塚雅彦訳、日本経済新聞社、1993年、436頁；米国の政治経済学者のフクヤマ（Francis Fukuyama）は、「イデオロギーの死は、国際関係の『共通市場化』が進み、国家間の大規模な紛争の可能性が低下することを意味する」とした。Francis Fukuyama, “The End of History?” *The National Interest*, No. 16, Summer 1989, p. 18.

¹³ SRM, para. 60.8.

¹⁴ *Ibid.*, para. 40.3.

¹⁵ 冷戦後の「平和の配当」の時代に生まれたサンレモ・マニュアルは、平時の海洋法と海戦法を誤って融合させ、国際法を反映しない海洋環境保護と海洋資源保護の要素を導入している。James Kraska, “The Newport manual on the Law of Naval Warfare Facilitates Interoperability”; サンレモ・マニュアルは、国連海洋法条約に規定される排他的経済水域内の資源に対する沿岸国の主権的権利への妥当な配慮（due regard）は、戦時に交戦国を拘束することを提示しているが、それは誤りであるとした。Kraska, “The Obligation of ‘Due Regard’ in the EEZ During Armed Conflict at Sea,” *International Law Studies*, Vol. 106, 2025, pp. 135-145, <https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol106/iss1/6/>; サ

もって認識されていたが、それが、慣習法化するにはいたらなかった¹⁶。サンレモ・マニュアルがその適用を想定した「将来の紛争」、すなわち、主要国間の大規模武力紛争ではなくポスト冷戦期の対テロ戦争に代表される小規模な武力紛争を想定した当時の見積もりとは異なり、大國間競争の時代に入った現在においては、直近の大國間で行われた戦争の時代、すなわち第2次世界大戦の國家実行を直視せざるを得ないであろう。

2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナに対する全面的な侵攻作戦は、3年が経過しており、2024年8月には、ウクライナがロシアの領域（クルスク州）を占領する事態になっていることは、絶対安全な大國が他国の内戦に介入したり、対テロ戦争を行った冷戦期やポスト冷戦期からすれば、隔世の感があり、大國間競争の時代へ移行したことは明白である。ロシアと並ぶ権威主義的な政府により力による現状の変更を行っている中国は、台湾を「統一」するために必要であれば武力の行使も辞さないとしており¹⁷、仮に台湾を軍力で併合しようとする場合に、それを阻止して台湾を防衛するために米国や我が国などと中国が武力紛争状態となった場合には、その様相がロシア－ウクライナ戦争とは二つの点で大きく異なることが予想される。第1にロシア－ウクライナ戦争は、地政学的な特徴から戦争の区域が陸域を主体としているのに対し、台湾を中国の武力攻撃から防衛する戦争は、その戦域が海域を主体とすることである。ウクライナの補給路は陸続きの西ヨーロッパ諸国から陸上あるいはその上空を通じているのに対し、台湾の場合は周囲が海洋であり、全て海上及びその上空を通じて武器、弾薬、その他の物資を補給することになる。そして、その戦域は台湾周辺の水域に止まらず太平洋からインド洋にわたる可能性がある。

第2にロシア－ウクライナ戦争においては、それぞれの支援国が武器、弾薬その他の物資の支援のみを実施し、北朝鮮によるロシアへの兵力派遣¹⁸を除けば交戦国として戦闘を行っているのはロシアとウクライナであ

ンレモ・マニュアルの海戦における軍事目標のあるべき法の提示と國家実行との比較については、安保公人「海戦法規の國際的再構築－1994年のサンレモ・マニュアル」『波濤』第20巻第6号（通巻第117号）、1995年3月、2-15-2-19頁。

¹⁶ 例えば、NPM, §4.1.2.1 Contiguous Zone, EEZ, and Continental Shelf, note 323; §6.3 Environment; §7.4.5 Humanitarian Requirements, note 484; §8.5 Military Objectives at Sea and on Land; §8.6.8 Submarine Cables and Pipelines, note 553; §9.10 Diversion, note 630; §11.3.3.1 Right of Self-Help, note 829.

¹⁷ 習近平総書記（國家主席）は、2022年10月16日、中國共產黨大會において、台灣統一について「必ず實現しなければならないし、實現できる」とし、そのためには「決して武力行使の放棄を約束しない」とした。「習近平氏、台灣統一『必ず實現』長期政権『公約』に」『日本經濟新聞』2022年10月16日。

¹⁸ 北朝鮮が約1万1千名（1万2千名とも）といわれる陸上兵力をロシア支援のために2024年秋に派遣し、ロシア西部のクルスク州におけるウクライナ軍との戦闘により、2025年1月下旬において戦死者約1,000名を含む約4,000名が戦傷、行方不明又はウクライナ軍の捕虜となっているとされ、北朝鮮は、ロシア側に立ってロシア－ウクライナ戦争に参戦しており、事実上の交戦国といえる。Frank Gardner, “About 1,000 North Koreans killed fighting Ukraine in Kursk, officials say,” *BBC*, Jan. 23, 2025, <https://www.bbc.com/news/articles/c87djeezjxexo>; 2025年4月28日に北朝鮮及びロシア

るのに対し、台湾を防衛する戦争においては、支援国も含め双方の海上交通線（SLOC）が戦域と重なっていること及び相互防衛条約等、同盟国等を防衛するための国際約束などが存在することから¹⁹、結果として中国及び台湾のみならず、双方を支援する諸国家が直接の交戦国として戦闘に加入する蓋然性が高まる。

以上の2点、すなわち、ロシアーウクライナ戦争とは異なり、地政学的な特徴から戦争は海戦が重要な位置を占めることと、そして、支援国が武器、弾薬等の単なる物資の支援に止まらず、交戦国として直接戦闘に加入する蓋然性が高いことが挙げられる。その場合、主要な戦域が太平洋から南シナ海、インド洋にかけての自国及び敵国の領水並びに全ての国際水域とその上空と広大であることから中立国の海上通商及び航空交通を広範に巻き込む大規模な武力紛争に発展する蓋然性が高まる²⁰。

第2次大戦後に生じた比較的規模の大きな戦争、例えば、朝鮮戦争（1950-1953年）、ベトナム戦争（1964-1975年）、湾岸戦争（1991年）及びイラク戦争（2003年）であっても局地的であり、また、海軍作戦としては、片方の有力な海軍力を保有する交戦国に対して他方の交戦国が当該海軍力を脅威する兵力を保有していないため、有力な海軍力を保有する交戦国、多くの場合、米国による海上から陸上への戦力投射を中心とした戦闘であった。フォークランド戦争（1982年）は、英国とアルゼンチンの海空軍間の戦闘が行われたが局地的であり、地理的にも中立国に影響の少ない海空域で行われた極めて限定的な武力紛争であった。しかしながら、NATOの東方拡大を阻止しようとするロシアによるウクライナ侵攻に象徴される新たな大国間競争の時代において、特に中国による台湾の武力併合を目的とした武力紛争が勃発した場合は、第2次世界大戦以来の広大な海洋を戦域とする大規模な主要国間の戦争に発展する可能性がある²¹。このような情勢の

は、北朝鮮がロシアにウクライナとの戦闘のために兵力を派遣したことをそれぞれ正式に認めた。Park Boram, “N. Korea confirms troop deployment to Russia,” Yonhap News Agency, Apr. 28, 2025, [https://en.yna.co.kr/view/AEN20250428000552315?section=nk/nk; Hyung-Jin Kim, “Putin thanks North Korea for troop deployment and promises not to forget their sacrifices”, Associated Press, Apr. 28, 2025, https://apnews.com/article/north-korea-south-korea-russia-ukraine-war-34716db67af6176d0d5e0ebf1b887881.](https://en.yna.co.kr/view/AEN20250428000552315?section=nk/nk;Hyung-Jin Kim, “Putin thanks North Korea for troop deployment and promises not to forget their sacrifices”, Associated Press, Apr. 28, 2025, https://apnews.com/article/north-korea-south-korea-russia-ukraine-war-34716db67af6176d0d5e0ebf1b887881.)

¹⁹ 戦域の地理的な特質以外にも、米国が台湾を防衛するための国内法である台湾関係法（1979年）の他、中朝友好協力相互援助条約（1961年）、ロ朝戦略的パートナーシップ条約（2024年）、日米安保条約（1960年）、米韓相互防衛条約（1953年）、米比相互防衛条約（1951年）、ANZUS（オーストラリア・ニュージーランド・米国 三国安保条約）（1952年）等の相互防衛条約等があり、集团的自衛権の行使により、同盟国を支援して、交戦国となる国家が増加する可能性がある。

²⁰ 中国の習近平主席の「戦略ブレーン」とされる劉明福（元中国人民解放军国防大学教授 退役上級大佐）は、「台湾問題を最終的に解決する『中国統一戦争』は大規模戦闘になることが必至だ。台湾内には70年以上にわたって蓄積されてきた軍事力があるうえ、米国と日本による軍事干渉もあり、さらに海を越えた戦いになるからだ」としている。劉明福『中国「軍事強国」への夢』峯村健司 監訳、加藤嘉一 訳、文春新書、2023年、127頁。

²¹ 冷戦終結後、「米国とその同盟国の軍事力は海洋において優越し、制海を争う相手は存在しな」かった。事実、「太平洋戦争以降現在に至るまでの間、米海軍は自身と

下、ポスト冷戦期に提示された「あるべき法」(*lex ferenda*)ではなく、大国間競争の時代の現実を踏まえ客観的な両大戦を含む国家実行から導き出される現行法 (*lex lata*) を重視したニューポート・マニュアルは、部隊の指揮官、幕僚のみならず、国家指導者を含む実務者にとり有用な海戦法の指針になるものといえる。

3 注目すべき事項

以下がニューポート・マニュアルの章立てであるが、紙幅の都合上、関連する章の枠内に記載した (1) ～ (20) の項目に限定してその概要を示すとともに必要な説明を加える。

第 1 章 海戦法の概念及び法源 (Concepts and Sources of the Law of Naval Warfare) (1) 海戦法の特殊性と根拠
第 2 章 海戦法の適用範囲 (Scope of Application of the Law of Naval Warfare) (2) 戦 争 (3) 自 衛
第 3 章 船舶、航空機及びそれらの乗員の地位 (Status of Vessels, Aircraft, and their Crews) (4) 軍艦の定義 (5) 商船の軍艦への変更 (6) 軍艦・軍用航空機に認められる交戦権及び補助船舶に認められてきた行為 (7) 海上民兵 (8) 商船及び商船の乗員・文民旅客 (9) 政府船舶と乗組員の地位
第 4 章 海上作戦の区域（海域） (Areas of Naval Operations)

戦略が拮抗する相手 (near-peer competitor) と海洋領域において実際に高烈度の通常戦争を行ったことはな」かったが、冷戦末期以来四半世紀ぶりに現れた制海を巡る挑戦者に対し、地政的に拡大した作戦領域において、高烈度通常戦争において制海を獲得し、戦力投射を維持する必要があるとしている。後瀉桂太郎『海洋戦略論』勁草書房、2019 年、91-101 頁；370 隻の水上艦及び潜水艦を保有する世界最大の海軍力をはじめ、航空戦力、通常弾頭及び核弾頭を搭載する戦略ミサイル部隊等を発展させ、第 1 列島線の外側における作戦能力を向上させている。U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China, Annual Report to Congress 2024*, December, 2024, <https://media.defense.gov/2024/Dec/18/2003615520/-1/-1/0/MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-PEOPLES-REPUBLIC-OF-CHINA-2024.PDF>; 中国はまず台湾を確保し、軍事的に日本の南方防衛の側面を回り込むことにより、潜水艦、水上艦及び航空機が常統的に日本列島の東側で作戦が可能となり第 1 列島線の外側、太平洋全般で作戦が可能となる。さらにオーストラリアを圧迫し、第 2 列島線の外側ハワイから米国西海岸を扼し、親中国の中米及び南米と航路帯を結ぼうとしている。Grant Newsham, *When China Attacks: A Warning to America*, Regnery Publishing, 2023, pp. 15-18, 283-286.

第5章 武力紛争法の基本原則 (Basic Principles of the Law of Armed Conflict)
第6章 海戦の手段・武器 (Means (Weapons) of Naval Warfare) (10) 機雷及び機雷敷設
第7章 海戦の方法 (Methods of Naval Warfare) (11) 海上作戦区域 (Maritime Operational Zones) (12) 作戦行動中の部隊の至近に存在する船舶・航空機の活動に対する規制 (13) 封鎖 (14) 奇計
第8章 海上における及び海上からの攻撃目標選定に係る法 (The Law of Targeting at and from the Sea) (15) 海戦における軍事目標 (16) 海底ケーブル・海底パイプライン (17) 海戦法における比例性原則
第9章 捕獲法 (Prize Law) (18) 捕獲から免除される船舶
第10章 海上における保護の対象となる船舶、航空機及び人 (Protected Vessels, Aircraft, and Persons at Sea)
第11章 海上中立法 (Maritime Neutrality) (19) 中立法
第12章 海戦法と非国際武力紛争 (The Law of Naval Warfare and Non-International Armed Conflicts) (20) 海戦法と非国際武力紛争

(1) 海戦法の特殊性と根拠

陸戦法が、敵対行為の規律並びに犠牲者、文民及び民用物を保護することに主として焦点をあてているのに対し、海戦法は、空戦法と同様そのような敵対行為の遂行を律する規則及び原則に加え、捕獲法及び海上中立法から成り立っているとす。これは、陸戦と海戦の戦域の相違が大きく影響している。陸戦が、交戦国の主権下にある領土（及びその上空）に限定されるのに対し、海戦は、交戦国のみならず、中立国の国際海運及び国際航空運輸が継続的に使用している公海（国際水域）を含む広大な海域の海上、海中及び上空で行われるからである（1.1 Distinct Nature of the Law of Naval Warfare）。そして、陸戦の目標が主として敵野戦軍の撃破と要域の占領であるのに対し、海戦には陸戦に対応するような敵艦隊の撃破のほか、敵海上交通路の遮断、中立国商船の行う非中立的役務の阻止等を目標とする²²。

²² 海上自衛隊幹部学校『指揮官・幕僚のための国際法規（11版）』2016年（以下「海幹校『国際法規』（2016年）」という。）、105頁。

したがって、海戦法（空戦法も同様）は、陸戦法と異なり、経済戦の要素を特徴としている。捕獲法では、海上において交戦国は、中立海域及び同空域外において、敵商船及び敵民間航空機、それらに積載されている敵貨を拿捕すること、また、中立国商船及び同民間航空機を臨検（visit）、搜索（search）し、針路変更（divert）させること、戦時禁制品（contraband）を輸送している場合または他の特定の法的考察に基づき、拿捕することが認められている（1.1 Distinct Nature of the Law of Naval Warfare）。

これらを規律する国際法は、前述のように、陸戦については、ほぼ条約化されているが、海戦法は慣習法が主体となっている。ニューポート・マニュアルにおいては、確立した慣習法を確認するために国のマニュアルを含め国家実行を重視し、学術研究者の著作については、原則として古典に属するもののみを引用文献として採用している（1.2.4 Customary International Law）。その際、欧米のみならず、豪印の他、我が国の資料も大幅に採用することによりバランスのとれたものとなっている²³。

国家実行の一部として我が国の「海戦法規」（1914年）²⁴、「修正海戦法規」（1942年）²⁵、『戦時国際法規綱要』（1937年）²⁶等を引用している。他国の軍マニュアルに比較して第2次大戦終結以前のものと古い資料となるが、引用箇所については、海上自衛隊の教育資料でも引用されるなど現在に至るまで有効であり慣習法として確立していると考えられるもののみを使用している。また、これらを補足するために参考として海上自衛隊の教育資料も引用文献として採用している²⁷。

（2）戦 争

伝統的に、海戦法の適用範囲は、法上の戦争（*de jure war*）に限定されていた。今日では、海戦法は、宣言された戦争と区別される国際武力紛争にも適用されるという一般的な同意がある。しかし、「戦争」の概念が完全に陳腐化したわけではない。その例として、1949年のジュネーヴ諸条約共通第2条が、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争のすべての場合について適用すると規定していること、そして、一部の国は（宣言された）戦争の状況においてのみ（海上）中立法に拘束されるとの立場をとっていることを挙げている（2.1.1 “War”）²⁸。

その他の国家実行として、例えば 1948 年以来エジプトとイスラエルの

²³ 例えば、日露戦争における 1904 年の連合艦隊による旅順の封鎖などが引用されている（NPM, §7.4.2 Notification, note 476）。

²⁴ 「海戦法規」軍令海第八号 大正三年十月七日（以下「海戦法規」（1914年）という。）。

²⁵ 海軍省「大東亜戦争ニ於テ敵国ノ執ル措置ニ鑑ミ大正三年軍令海第八号海戦法規ノ一部ト異ル規定ヲ適用スルノ件」官報第四五五七号、昭和十七年三月二十日（以下「修正海戦法規」（1942年）という。）。

²⁶ 海軍大臣官房『戦時国際法規綱要』帝国法規出版、1937年（以下『戦時国際法規綱要』（1937年）という。）。

²⁷ 海幹校『国際法規』（2016年）。

²⁸ フランスがこの立場をとっているとされる。NPM, §2.1.1, note 81 (citing Republique Française, Ministère de la Défense, *Manuel de Droit des Conflits Armés*, 2012)。

間の「4度にわたる戦争」を終結させるとした1978年の米国の仲介によるキャンプ・デービッド合意²⁹や同合意を経て1979年に締結されたエジプトとイスラエル間の平和条約は、その第1条で「戦争状態は終結」³⁰としており、「戦争」の概念が用いられている。2022年2月24日に勃発したロシアによるウクライナ侵攻（ロシアーウクライナ戦争）に関し、ロシアは、「特別軍事作戦」と呼称し、戦争という用語を用いていないが、同年3月2日に採択された国連総会決議では「戦争の惨劇からこの世代を救うために緊急の行動が必要である」とした。また、ウクライナ及び同年10月1日のG7外相声明では、「ロシアのウクライナに対する侵略戦争」と「戦争」の用語を用いている³¹。ニューポート・マニュアルは、「海戦法の適用は、戦争状態の定義に左右されるものではない」（2.1.1 “War”）とし、この国際武力紛争であるロシアーウクライナ戦争に対して海戦法が適用されることを示している。開戦の宣言がなされた法上の戦争かそのような宣言のない国際武力紛争、事実上の戦争（*de facto war*）かにかかわらず、武力紛争法・海戦法が適用されることになる。

（3）自 衛

ニューポート・マニュアルは、「国連憲章は、国家が他国に対して合法的に武力の行使に訴えることができる状況を概説している」とする。そして、「重要なのは、国連憲章第2条4項が、国連加盟国に対し、『その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない』ことを求めている点である」としている（2.4 Law of Naval Warfare and the UN Charter）。すなわち、国連憲章第2条4項は、認められる武力の行使を示しているともいえる。

本マニュアルにおいては、国家間における武力行使の禁止に関する例外として、国連憲章第7章の下に国連安全保障理事会の決議により武力行使が容認されている場合及び自衛権を行使する場合を挙げている（2.4 Law of Naval Warfare and the UN Charter）。2022年2月24日に始まるロシアによるウクライナへの本格的な軍事侵攻について、3月2日に採択された国連総会決議では「ロシア連邦が憲章第2条4項に違反してウクライナに対して行った侵略を最も強い言葉で非難し」、「ロシア連邦がウクライナに対する武力行使を直ちに停止し」、「ウクライナの領域から直ちに、完全かつ無条件にすべての軍事力を撤退させることを要求する」とした³²。これに対し、ウクライナによる武力の行使は、国連憲章第2条4項に禁止される武力行使の例外たる国連憲章第51条に基づく合法的な自衛権の発動である。また、ロシアとウクライナはそれにより国際武力紛争法の適用事態であるこ

²⁹ Israel and Egypt Framework for peace in the Middle East agreed at Camp David (with annex), Sep. 17, 1978, UNTS Vol. 1138, No. 17853, pp. 39-45.

³⁰ エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約、1979年3月26日。

³¹ 「主権国家としてのウクライナ領土の違法な「併合」に関する G7 外相声明」外務省、2022年10月1日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001287.html。

³² U.N. Doc. A/RES/ES-11/1, March 2, 2022.

とも明確である。

本マニュアルは、自衛について、国家は、如何なる不法な武力の行使（any unlawful use of force）に対しても、それに対抗して適切な実力措置を用いて防衛する権利を持ち、武力攻撃（an armed attack）に対応する権利は、慣習国際法上存在し、かつ、国連憲章に反映されているとする（2.4.1 Self-Defense）。すなわち、先行する違法行為に武力行使と武力攻撃という区別をするかしないかにかかわらず、国家は自国を防衛する権利があるということである。

自衛権の行使については、国家の自衛（National Self-Defense）に加え、平時における個人の自衛及び部隊の自衛（Individual and Unit Self-Defense）について概説し、海上においては艦艇や航空機といったプラットフォームレベルの戦闘になるので、特に部隊の自衛について重点を置き、次のように解説している。すなわち、部隊の自衛措置は現場の部隊指揮官の判断で切迫する脅威から個艦や航空機などを防護するもので、国家の自衛とは区別される。典型としては、現場における一過性の脅威や武力行使への対処によって特徴づけられるかもしれない。例えば、軍艦が通常の平時の作戦行動中にミサイル攻撃があった場合に自己の防空システムにより対処し、近接する脅威を撃墜する場合などである（2.4.1.3 Decision for Individual and Unit Self-Defense）。

本マニュアルが、国家の最高レベルの政治的・軍事的指導部の承認に基づく国家の自衛（National Self-Defense）と区別して部隊の自衛等について簡潔に示していることは、現実の作戦行動中の部隊指揮官等の理解に資するものである。我が国の制度にあてはめると、たとえば、自衛隊法第 95 条に基づく自衛隊の武器等防護のための武器の使用は、国際法上の部隊の自衛あるいは部隊防護（Unit Self-Defense）に相当するものといえる。ただし、マニュアルは、現場部隊指揮官が部隊防護の権利を行使した場合に、当該部隊指揮官の所属する政府がその後、当該部隊の対処を国家の自衛であると主張することを排除しないとしている（2.4.1.3 Decision for Individual and Unit Self-Defense, note 121）。これは、部隊防護としての武力行使が、継続する武力紛争の端緒となった場合はもちろん、一過性で小規模の武力衝突の場合であっても当該部隊の政府が国連憲章第 51 条に基づく自衛権の行使を国際社会に対して主張してきたという国家実行を反映しているものといえよう³³。

また、Anticipatory Self-Defense として「自衛権は、実際の武力攻撃が発生する前に、近い将来に武力攻撃が生起すると国家が合理的に考える場合には、差し迫った武力攻撃に機先を制して発動することができる」としている（2.4.1.2 Anticipatory Self-Defense）。ここでいう「実際に武力攻撃が

³³ 1989 年 1 月、地中海のリビア沖 40NM の国際水域で演習中の米空母「ケネディ」（John F. Kennedy）戦闘群の F-14 戦闘機 2 機が敵対行為を行うリビア空軍の MIG-23 戦闘機 2 機を撃墜した。Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operations, U.S. Naval War College, 1997. 米国は国連安全保障理事会に宛てた書簡で国連憲章第 51 条にしたがって、敵対行為を行うリビア軍部隊に対して米軍部隊の固有の自衛権を行使したと伝えた。U.N. Doc. S/20366, January 4, 1989; Yearbook of the United Nations 1989, Vol. 43, p. 156, U.N. Sales No. E. 97. I.11.

発生する前」で「差し迫った武力攻撃」(“an imminent armed attack, before an actual armed attack occurs”)というタイミングは、我が国政府の説明においては、一般的には「武力攻撃の発生」に含んでいると考えることができ、同様の状況を「急迫不正の侵害がある場合」³⁴あるいは「武力攻撃が始まったとき、すなわち、相手が武力攻撃に着手をしたとき」³⁵と表現している。したがって、「武力攻撃による被害の発生が現実にあることを待たなければならない」というものではないとしている³⁶。また、自衛官による正当防衛の危害要件を満たす場合の武器使用の時点についても「相手が撃ってこなければということではなくて、まさにどれだけ差し迫った危険が自分に及んでいるかということが判断基準」³⁷であるとしている。我が国の武力攻撃事態法³⁸に規定する武力攻撃事態は、自衛権の行使が認められる「武力攻撃が発生した事態」及び防衛出動は下令できるが自衛権の行使は認められない「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」から成っている³⁹。しかし、本マニュアルで説明している、「実際に武力攻撃が発生する前」で「差し迫った武力攻撃」(“an imminent armed attack, before an actual armed attack occurs”)に対して発動する Anticipatory Self-Defense とは、一般的には武力攻撃事態法に規定する「武力攻撃が発生した事態」における自衛権の行使に含まれると考えることができ、「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」ではないことを理解する必要がある。要するに、「攻撃の脅威が差し迫っており、避ける手段がない場合」言い換えれば対応しなければ間に合わないタイミングが国際法上及び我が国の国内法上共に認められる自衛権発動の時期（時機）ということになる⁴⁰。

ニューポート・マニュアルにおいては、国家間の継続する武力紛争、すなわち戦争とは異なる、不戦条約以前からの伝統的な概念である平時にお

³⁴ たとえば、防衛庁長官『第145回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号』平成11年3月15日、1頁；防衛庁長官『第154回国会衆議院武力攻撃事態委員会会議録第6号』平成14年5月16日、23頁。

³⁵ たとえば、防衛庁長官『第154回国会衆議院武力攻撃事態委員会会議録第6号』31頁；内閣法制局長官『第186回参議院外交防衛委員会会議録第24号』平成26年6月19日、11頁。

³⁶ たとえば、防衛庁長官『第154回国会衆議院武力攻撃事態委員会会議録第6号』、31頁。

³⁷ 防衛庁運用局長『第147回国会衆議院決算行政監視委員会第二分科会議録第2号』平成12年4月21日、14頁。

³⁸ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）。

³⁹ 同上、第2条（定義）；防衛出動の下令については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条（防衛出動）。

⁴⁰ 自衛権発動のタイミングを単純化して説明すると、① 相手からの武力攻撃により実際に被害が発生するなどの後に発動する場合、② 相手国からの武力攻撃への着手に反応して発動する場合、これは見かけ上は我から先に武力行使をするので先制的な自衛ともいえる。そして③ 武力攻撃が発生（着手も）していないにもかかわらず、自衛権の名目で予防的に行う違法な先制自衛の3つに分類することができるであろう。

ける個人や部隊の自衛措置についても明確に説明しており、実務者の理解に資するものといえよう。

（4）軍艦の定義

本マニュアルは、1907年の商船を軍艦に変更することに関する条約（ハーグ第7条約）第1条～第4条、国連海洋法条約第29条などを引用し、以下のように軍艦の定義を述べる。すなわち、

一の国の軍隊に属する船舶であつて、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿又はこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。

そのうえで、「軍艦は旗国によって軍艦に指定され、それぞれの国の軍艦表あるいは登録簿に記載されている有人及び無人の水上船舶、潜水艦及びその他の潜水艇が含まれる」とする。そして、「指揮官及び乗組員が物理的に乗艦することは要求されない」と明示した（3.2.1 “Warship” Defined）。近年、軍艦に海上無人システムを含むか否かについて議論がなされてきたところ、主要海軍国において海上無人システムの実用化が進み、国防計画等にも海上無人システムを軍艦として使用することが具体的に予定されている⁴¹。また、商船についても無人化の傾向もあり、米国のマニュアルにおいても無人システムを軍艦に含まれるとする⁴²など、無人であっても旗国の直接的な支配下、管制下及び責任の下にある場合は軍艦として成立し得るとした。Sea Hunter や Orca のような海上無人システムは、仮にその旗国が軍艦に指定したならば、交戦権、航行の権利、海洋の自由、その他国際的に合法的な海洋の利用が認められるとしている。（3.3 Unmanned and Autonomous Maritime Systems）⁴³。なお、我が国においては、海上自衛隊の保有してい

⁴¹ 米海軍は、2045年までに370隻以上の有人艦艇に加え、約150隻の無人水上・水中艦艇を保有するとしている。Sam Lagrone, “Updated: Navy’s Force Design 2045 Plans for 373 Ship Fleet, 150 Unmanned Vessels,” *USNI News*, July 26, 2022, <https://news.usni.org/2022/07/26/navys-force-design-2045-plans-for-373-ship-fleet-150-unmanned-vessels>.

⁴² U.S. Navy, U.S. Marine Corps & U.S. Coast Guard, *NWP 1-14M/MCTP 11-10B/COMDTPUB P5800.7A, The Commander’s Handbook on the Law of Naval Operations*, March 2022, §2.2.1.

⁴³ 本マニュアルは、軍艦に主権免除があることを述べているが、戦時においては敵国の軍艦は、軍事目標であるため主権免除については、安全保障上の影響は少ないと考えられる。他方、平時において外国軍艦が、自国の領海内において無害通航にあたらない航行を継続する場合に、主権免除を有するために沿岸国の警察権行使の対象とならず安全保障上十分な対応がとれるかという議論があるところ、海上無人システムを軍艦と認めた場合は、当該問題がさらに深刻になるのではないかという懸念が考えられる。しかしながら、これについては、平成27年の平和安全法制の整備の際に検討した結果、立法措置ではなく、現行の自衛隊法第82条の海上警備行動により国連海洋法条約第25条1項に規定される「必要な措置」として外国軍艦等に対してもその侵害行為との比例性を確保した武器の使用を含めた国際法で許容され

る「自衛艦」が国際法上の軍艦に該当する⁴⁴。

（5）商船の軍艦への変更

第2次世界大戦において、我が国は徴傭した商船を軍艦に変更し特設巡洋艦等として使用した⁴⁵。本マニュアルでは、商船の軍艦への変更は、ハーグ第7条約、すなわち、1907年の商船を軍艦に変更することに関する条約に規律されるとしており、当該条約が慣習法化していることを明確にしている。そして、交戦国が商船を軍艦に変更する場合は、ハーグ第7条約第6条の規定によりできる限り速やかにその変更を軍艦表中に記入して公表しなければならないことを説明し、当該手続きは補助船舶及び政府の非商業的業務に従事する船舶を軍艦に変更する場合にも適用されるとしている

（3.2.2 Conversion of Merchant Vessels）。

したがって、例えば、中国の海上民兵の運航する漁船であれ、人民武装警察に属する海警船であれ、軍艦として運用する場合には、その国の軍艦であることを示す外部の特殊徽章を付すとともに、その変更を軍艦表中に記入して公表しなければならないことになる。軍隊に所属していても補助船舶である場合も考えられ、そのような手続きをせずに軍艦にのみ認められる交戦権の行使をすることは許されないといわなければならない。

本マニュアルは、洋上における商船の軍艦への変更の可否及び戦時中の再転向の可否について、未確定であり、「ハーグ第7条約の交渉中、締約国は、そのような変更がどこで行われなければならないかという問題に関して合意に達することができなかった」としている。本マニュアルはそのような変更が法的には容認されるという立場をとるとしている（3.2.2 Conversion of Merchant Vessels）。

しかしながら、日英は当時その考え方には反対していたことを認識する必要がある⁴⁶。例えば海上民兵の運航する漁船が、自船を交戦権を保持しな

る必要な措置が認められると整理しているため、当該外国軍艦が有人であるか無人であるかにかかわらず、制度上、退去させるための必要な措置はとれることになる。さらに、外国軍艦等による侵害行為が我が国に対する武力攻撃を構成する場合は、防衛出動を下令して自衛権の行使として対応することとなる。佐藤幸輝「領域警備に関する『宮崎弘毅論文』再考 一海上警備行動規定の制定経緯とその本質―」『防衛法研究』第45号、2021年9月、199頁。したがって、国際法上はもちろん、国内法上も自国領海内で無害通航にあたらぬ航行を継続して我が国の主権を侵害する軍艦等は有人か無人にかかわらず、退去させるための強力行使（強制力の行使）の対象となる。

⁴⁴ 防衛庁長官『第165回国会参議院予算委員会会議録第2号』平成18年10月12日、10頁。

⁴⁵ 第2次世界大戦中に我が国で商船を徴傭して軍艦及び補助船舶に変更した「特設艦船」は、約1,400隻といわれている。特設艦船のほとんどは、民間の商船を徴傭したものであるが、一部には、他官庁から移管した船舶、戦利艦艇、新たに海軍が建造したものも含まれる。「海軍」編集委員会『海軍第11巻小艦艇特務艦艇雑役船特設艦船』誠文図書、1981年、28-29頁。

⁴⁶ 1907年の第2回ハーグ平和会議において英国代表は公海上における変更の権利が存在すると認識していないとし、我が国の代表も賛意を示した。“Committee of Examination of the Fourth Commission, First Meeting, August 3, 1907,” J. B. Scott ed.,

い商船であると欺き、敵国軍艦、商船等を攻撃することを目的に洋上で急速に軍艦に変更するのであれば、それはハーグ第7条約の私掠船を廃止する趣旨からも外れることであり、認めるべきではないであろう。軍艦が奇計として他国の旗を使用したり、商船が敵国軍艦から逃回するために偽りの国旗を使用したりすることとは異なり、国際法に反するとするべきである⁴⁷。

（6）軍艦・軍用航空機に認められる交戦権及び補助船舶に認められてきた行為

本マニュアルでは、軍艦・軍用航空機に認められる交戦権及び交戦権の行使にはあたらないが、補助船舶に認められる軍部隊を直接支援する行為について例示をしている。また、補助船舶や商船は、軍艦と異なり交戦権を持たないが、自衛措置は可能であることを明示し、海上における各プラットフォームの関係性に関して現場の運用者等の理解に資するものとなっている（3.4 Naval Auxiliaries (Auxiliary Vessels)）。

ア 交戦権⁴⁸

陸戦法と異なり海戦法においては交戦権の行使の資格の有無については、原則としてプラットフォームに焦点があたる⁴⁹。国際武力紛争中、海上においては原則として軍艦及び軍用航空機のみが交戦権を行使することができる。ところ、交戦権の例を以下のように列举している（3.1 Belligerent Rights）。

- ・ 敵対行為（戦争行為）を実施する権利
- ・ 敵及び中立国商船に対する臨検、搜索及び針路変更を行う権利
- ・ 拿捕・捕獲の権利
- ・ 検査（特に病院船などの保護される敵船舶に対して実施）する権利
- ・ 海上作戦の至近に所在する中立国船舶及び航空機を規制する権利
- ・ 封鎖を設定し実施する権利
- ・ 排除区域を設定し実施する権利
- ・ 敵軍人に降伏を要求する権利
- ・ 護送作戦（船団護衛）を実施する権利

The Proceedings of the Hague Peace Conferences, Translation of the Official Texts, The Conference of 1907, Vol. III, Oxford University Press, 1921, pp. 919-923.

⁴⁷ Koki Sato, “The Belligerent Status of Vessels in Naval Warfare with Particular Reference to China’s Armed Forces,” *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 52, 2022, pp. 194-195.

⁴⁸ 我が国は、憲法第9条2項により「国の交戦権は、これを認めない」としており、国内法上は、交戦権としてではなく、憲法上認められる我が国を防衛するための必要最小限度の範囲内の措置あるいは、実力の行使として実施することとなる。防衛庁長官『第24回国会参議院内閣委員会会議録第11号』昭和31年3月6日、1頁；内閣法制局第一部長『第208回国会衆議院法務委員会会議録第2号』令和4年3月1日、24頁など。

⁴⁹ 佐藤幸輝「海上武力紛争における交戦資格－法執行機関の船舶、民兵の運航する船舶、無人機の扱い等－（その2）」海上自衛隊幹部学校戦略研究会『コラム』第186号、2021年2月16日、1頁、<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=columns&id=186>。

イ 補助船舶に認められる交戦権に該当しない行為

補助船舶（Naval Auxiliaries/ Auxiliary Vessels）は、「軍艦以外の船舶で軍隊が所有し、又は軍隊により運航され、かつ、当分の間政府の非商業的業務につかせているもの」と定義する。補助船舶の例としては、海洋調査船、兵員輸送船、補給船などが挙げられ、武力紛争中は合法的な攻撃目標になるとともに、拿捕により戦利品となることを明記している（3.4 Naval Auxiliaries (Auxiliary Vessels)）。

なお、補給艦や海洋観測艦など同様の任務を持つ船舶であっても補助船舶ではなく軍艦に指定している国もある。例えば、オーストラリア、ドイツ、インド、日本やオランダの艦隊随伴補給艦は、軍艦の地位を保持していることを説明し、米英の補給艦（船）が補助船舶であることとの違いが理解できる（3.4 Naval Auxiliaries (Auxiliary Vessels)）。

軍艦と異なり、補助船舶は交戦権を行使することが禁止されている。しかしながら、補助船舶は、軍部隊の実施する戦争行為を直接支援する交戦権の行使とはみなされない一定の役割を果たすことができる⁵⁰。

例として、国家実行から認められてきた行為について、以下のように記述している。

- ・ 実施中の作戦の一環としての軍部隊及び物資の港又は他の基地への卸下（しゃか）・陸揚げ
 - ・ 両用戦における軍部隊及び物資の陸岸への卸下・陸揚げ
 - ・ 海上攻撃（襲撃）作戦、臨検・搜索及び両用戦に直接使用するヘリコプター及び攻撃舟艇に対する燃料及び弾薬の再補給（“Lily pad”としての役割を含む）
 - ・ 対機雷戦の基地／支援船としての機能
 - ・ ネットワーク「キル・チェーン」の1つのノードまたは要素としての機能
- （3.4 Naval Auxiliaries (Auxiliary Vessels)）

第2次世界大戦中の我が国の徴傭商船の一部も、上記の軍部隊及び物資の輸送などを行った⁵¹。現在、我が国が保有している補助船舶は海上自衛隊の支援船⁵²である油船、水船、えい船、油槽船などが該当する。

（7）海上民兵

従来から民兵組織は存在し、陸戦法において説明もされてきた⁵³。ニュー

⁵⁰ McLaughlin は、商船に認められる防御及び抵抗の権利（defensive and resistance rights）、一般の商船には認められない補助船舶の補助／支援作戦権（auxiliary operational rights）としての行為と軍艦にのみ認められる交戦権の3種の権利に分類し、説明するとともに課題についても言及している。Robert McLaughlin, “Some Issues in The Law Concerning Naval Auxiliaries,” *EJIL: Talk!*, February 13, 2025, <https://www.ejiltalk.org/some-issues-in-the-law-concerning-naval-auxiliaries/>.

⁵¹ 大内建二『輸送船入門』光人社、2003年、53-78頁。

⁵² 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（海上自衛隊訓令第30号、昭和35年9月24日）。

⁵³ 民兵とは軍隊組織の一形態であるが、一般的には正規軍・常備軍とは異なり、一般市民を招集して組織される。民兵（民兵隊）は、その国の方針・政策に従って、それぞれの国内法によって組織されるものであり、民兵（民兵隊）の組織方法に関

ポート・マニュアルにおいては、海上で作戦行動をとる「海上民兵」をとり挙げた。中国の民兵は、人民解放軍及び人民武装警察と並び軍隊（武装力量：Armed Forces）を構成しているため⁵⁴、海上民兵の使用する漁船等の船舶については、軍隊に運航される補助船舶と整理することが可能といえる⁵⁵。しかしながら、敵交戦国の海上民兵が漁船を使用する場合、海上においてそれが民兵の運航する漁船なのか否かが識別できないことが考えられる⁵⁶。臨検して確認することも考えられるが、作戦環境上それができない場合は、単なる敵商船として扱うことになる⁵⁷。これらは、海戦法上、全て拿捕の対象となるが、軍事目標として評価できるか否かの判断については、第8章の敵商船（8.6.3 Enemy Merchant Vessels）に基づくこととなる。機雷

して国際法上の一定の規則があるわけではない。樋口一彦「民兵隊」国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、1995年、753頁；1907年 陸戦ノ法規慣例ニ関スル ハーグ第4条約 条約附属書（ハーグ陸戦規則）第1条【民兵と義勇兵】

戦争ノ法規及権利義務ハ単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ条件ヲ具備スル民兵及義勇兵団ニモ亦之ヲ適用ス

- 一 部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニアルコト
- 二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト
- 三 公然兵器ヲ携行スルコト
- 四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵団ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル国ニ在リテハ、之ヲ軍ノ名称ニ包含ス

API 第43条【軍隊】

1 紛争当事者の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る。

2 紛争当事者の軍隊の構成員（衛生要員・宗教要員を除く）は、戦闘員であり、敵対行為に直接参加する権利を有する。

⁵⁴ 中华人民共和国国防法（1997年）第22条 中華人民共和国の軍隊は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵で構成される（中华人民共和国の武装力量、由中国人民解放军、中国人民武装警察部队、民兵组成）、<http://www.mod.gov.cn/gfbw/fgw/flfg/4876050.html>；中华人民共和国兵役法（1984年）第4条、https://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-08/05/content_20948.htm。

⁵⁵ Koki Sato, “The Belligerent Status of Vessels in Naval Warfare with Particular Reference to China’s Armed Forces,” pp. 190-191, note 48.

⁵⁶ James Kraska and Michael Monti, “The Law of Naval Warfare and China’s Maritime Militia,” *International Law Studies*, Vol. 91, 2015, pp. 458-467, <https://digitalcommons.usnwc.edu/ils/vol91/iss1/13/>.

⁵⁷ Koki Sato, “China’s Maritime Militia: A Legal Point of View,” *Maritime Issues*, March 12, 2020, <https://www.maritimeissues.com/politics/maritime-militia-in-east-and-south-china-seas.html>；Robert McLaughlin, “The Legal Status and Characterisation of Maritime Militia Vessels,” *EJIL: Talk!*, June 18, 2019, <https://www.ejiltalk.org/the-legal-status-and-characterisation-of-maritime-militia-vessels/>。捕獲物としての拿捕を免除される敵の商船に1907年の「海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル条約」第3条に規定する「専ら沿岸漁業に用いられる船舶」（coastal fishing boats）があるが、これには、深海漁船や大規模商業漁船（industrial fishing vessels）、トロール漁船は含まれない（NPM, §9.5 Enemy Merchant Vessels and Civil Aircraft Exempt from Capture as Prize）；沿岸から数百海里離隔した海域で活動を行う海上民兵の漁船等は、一般に保護の対象となる沿岸小型漁船には該当しないといえる。SRM, para. 47.47.

敷設等の戦争行為への従事、通常補助船舶が行う活動への従事、情報システムに統合されるなどの場合は、軍事目標として評価される。ニューポート・マニュアルは、その他、敵部隊の動きを意図的に妨害したり、敵の軍艦を遮蔽したりする場合も軍事目標となるとしており、これは先の戦争行為と重複するともいえ、海上民兵が運航している疑いのある漁船がそのような妨害行為を行えば軍事目標と評価され得る。また、第7章の海戦の方法 (Methods of Naval Warfare) に示されている海軍作戦至近の商船が現場部隊指揮官による規制 (7.2.2 Restrictions on the Immediate Vicinity of Naval Operations) に従わない場合、最終的には攻撃の対象となることも明示している (8.6.3 Enemy Merchant Vessels)。その他、海上民兵の漁船を識別する手段としては、同じく第7章の海上作戦区域を用いることは有効な方法であるといえよう (7.2.1 Maritime Operational Zones)。

なお、陸戦と異なり、海上戦闘において民兵が船舶に乗船している限り、個々の人の服装は影響せず、プラットフォームに交戦資格があるのか否かという評価基準になる⁵⁸。したがって、民兵漁船が交戦権を行使する場合は、軍艦への変更の手続きが必要である (3.2.2 Conversion of Merchant Vessels)。

(8) 商船及び商船の乗員・文旅客

ア 敵商船

敵国の国旗を掲揚する商船は、その所有者の国籍が中立国であろうと交戦国であろうと敵性を有する。他方、中立国の国旗を掲揚する商船であっても敵性を有し、または敵性を取得することがある (3.9.2 Enemy Merchant Ships)。

以下の中立国の国旗を掲げる商船は敵性を有する。

- ・ 当該国の国内法上、自国の国旗を掲揚する資格がないこと
- ・ 敵国政府によって乗船させた代理人の命令又は監督下にあること
- ・ 敵国政府の排他的雇用下にあること
- ・ 敵の管理、命令、傭船、使用又は指示の下で直接行動すること
- ・ 敵国民または敵法人によって所有されていること あるいは
- ・ 敵対行為の開始前又は開始後に行われた敵国から中立国への国籍の移転であつて、敵国籍船舶という性質から生じる結果を免れるために行われたもの

(3.9.2 Enemy Merchant Ships)

したがって、敵商船とは、敵性の商船を指し、敵国籍商船と中立国籍の敵性商船から成るといえる⁵⁹。軍事目標か否かを判断する際に、敵国

⁵⁸ 佐藤幸輝「海上武力紛争における交戦資格－法執行機関の船舶、民兵の運航する船舶、無人機の扱い等－（その2）」1頁。

⁵⁹ 1909年のロンドン宣言においては、船舶の敵性と中立性の評価は、その船舶の掲げる国旗で判断するものとされていたが、2度の世界大戦で変更された。海戦に関するロンドン宣言（1909年調印、未発効）第57条「船籍移転ニ関スル規定ト抵触セサル限り船舶ノ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵性ヲ有スルヤハ其ノ掲揚ノ權利ヲ有スル國旗ニ依リ之ヲ定ム」；NPM, §9.3 Determining the Character of the Vessel も参照されたい。

（籍）商船と中立国（籍）商船のように国籍のみで整理区分する場合もあるので注意する必要がある。

イ 敵国政府の特許を得て航海に従事する中立国商船（1756年ルール）

交戦国は、平時には外国人に禁止していた国内間の通商を戦時に特定の中立国商船に対して特別に許可する、すなわち、特許を与える場合がある。このような通商に従事する中立国商船は、敵性となる⁶⁰。しかしながら、ニューポート・マニュアルでは、主要国のマニュアルにいわゆる「1756年ルール」の記述がなく「時代遅れ」として⁶¹、直接的に敵性を取得する中立国商船に挙げていない（3.9.2 Enemy Merchant Ships）。他方、中立性であるが拿捕に処する船舶のセクション 9.6 の「法により随時認められる違反行為」の脚注 612 に「1756年ルール」の国家実行が記述されている。しかしながら、敵国政府の特許を得て中立国商船が航海に従事することは、中立性ではなく敵性である。また、当該行為自体は、違法行為ではない。したがって、当該国家実行、これは日露戦争中の 1905 年に我が国の軍艦「和泉」がアメリカ船籍の汽船 *Montara* がロシア政府の特許を得て、平時にはロシア政府が外国籍船に禁止している通商に従事していたため拿捕した事例であるが、セクション 3.9.2 の敵商船に記述するべきであろう⁶²。

「敵国政府の特許を得て航海に従事する中立国商船」については、1908 年から 1909 年にロンドン海戦法会議において、合意が得られず、ロンドン宣言第 57 条 2 項に「中立船ニシテ平時ニ於テ禁止セラレタル航海ニ従事スル場合ハ問題外ナルヲ以テ前項ノ規定ヲ適用スル限リニ在ラス」とし、第 1 項の船舶の敵性か中立性かの判断を規定したロンドン宣言の枠外とされたため、各国は自国の国内法等で敵性とするか否かを選択することとなったものである⁶³。

ウ 商船乗員及び文民旅客の地位

拿捕した敵商船の職員（officers）及び乗組員（crews）は、拘束し、捕虜とすることができる（3.9.2.1 Personnel of Enemy Merchant Vessels）。拿捕した中立商船の職員及び乗組員で中立国民であるものは、捕虜とすることはできず、また、事情が合理的に許す限り速やかに本国に送還しなければならない（3.9.3.1 Crews of Neutral Merchant Vessels）。

第 1 次、第 2 次両世界大戦においては、敵商船の職員と乗組員は、敵対行為に参加していなくとも、1907 年のハーグ条約の宣誓解放の規定が無視

⁶⁰ 海幹校『国際法規』（2016 年）172 頁；1943 年の我が国の「修正海戦法規」では、「敵国政府ノ特許ヲ得テ航海ニ従事スルモノ」を「敵船ト看做ス」としている。「修正海戦法規」（1942）第 18 条 5；L. Oppenheim, *International Law*, Vol. II, 7th ed. ed. H. Lauterpacht, Longmans, Green and Co., 1952, p. 279；R.W. Tucker, *The Law of War and Neutrality at Sea*, U.S. Naval War College, International Law Studies, Vol. 50, 1955, p. 76, note 63.

⁶¹ NPM, p. 55, note 209.

⁶² 横須賀捕獲審検所は、当該船舶が敵性を有し、敵国人の所有物である貨物と共に没収できると結論づけた。Sakuye Takahashi, *International Law Applied to the Russo - Japanese War with the Decisions of the Japanese Prize Courts*, Stevens and Sons, Limited, 1908, pp. 633-638.

⁶³ 信夫淳平『海上国際法論』有斐閣、1957 年、143 頁。

され捕虜とされたが、武力紛争が続いている間、作戦行動に関連するいかなる勤務にも服さないことを誓約したときは、ハーグ第11条約の規定⁶⁴により解放される可能性がある(3.9.2.1 Personnel of Enemy Merchant Vessels)。ハーグ第11条約第8条で、宣誓解放は、敵対行為に加わった船舶には適用しないとしているところ、そのような船舶の乗員に特典を認める理由が消滅するために、解放が認められず捕虜として拘束されるという趣旨であるとされている⁶⁵。

また、同様に中立商船が、敵国側で敵対行為に直接参加し、又は敵のために海軍もしくは軍の補助船舶として何らかの役務を提供し、その他合法的な軍事目標となった場合には、捕獲されたときに、その職員を捕虜として抑留することができる。中立国籍の乗組員は、個人的に敵対行為を行わない限り捕虜とすることはできず、事情が合理的に許す限り速やかに本国に送還しなければならない(3.9.3.1 Crews of Neutral Merchant Vessels)。

敵商船又は中立商船の乗客は文民として保護され、できる限り速やかに都合の良い港に上陸させなければならない。敵商船の解放される文民から「敵国の軍隊に編入されている者」は除かれ、この者は、捕虜として抑留することができる⁶⁶。また、敵国民で敵国の公務に服する者は、必要に応じ、捕虜として扱うことができるとしている(3.9.2.1 Personnel of Enemy Merchant Vessels)。中立商船に乗客として存在する敵国民であって敵国軍隊に編入されている者、敵国軍隊に編入される途中の者、敵国の公務に雇用されている者又は敵国の利益に従事している者（若しくはその疑いがある者）は、その地位が確定されるまで抑留することができるとしている(3.9.3.1 Crews of Neutral Merchant Vessels)。これらの者もその地位が確定すれば捕虜として抑留することができるであろう。

エ 文民と敵対行為

捕虜の地位は海上で特定の人物に与えられるが、陸上で同等の人物には与えられない。例えば、敵国商船の文民の乗組員は、たとえ商船が積極的に捕獲に抵抗し、敵の軍艦に損害を与えたり、抵抗の過程で敵の戦闘員を負傷させたりしたとしても、敵の権力下に陥った時点で捕虜になる権利がある。しかし、陸上でそのような積極的な抵抗を行っている者は、敵対行為に直接参加している文民に分類されるであろうし、敵の手に落ちた時点で、捕虜になる権利は与えられない。この相違に関する象徴的な事例として、第1次世界大戦中の英国籍商船の英国人船長であったフライアット船長(Captain Charles Flyatt)のケースを挙げる。1915年、彼は、海軍本部の命令に従い、自分の船を拿捕しようとしたドイツのUボートに衝角攻撃(ラム攻撃)を試みた。数ヵ月後に彼の船が拿捕された際、フライアット船長は「違法な戦闘員(franc-tireur)」としてドイツの軍法会議にかけられ、有罪判決を受けて処刑された。この処置は不当として広く世界的に非難され

⁶⁴ 海戦ニ於ケル捕獲権行使ノ制限ニ関スル条約、1907年（ハーグ第11条約）第6条 敵国民タル船長、職員及船員ハ戦争継続中作戦動作ニ関係ヲ有スル何等ノ勤務ニモ服セサルコトヲ書面ヲ以テ正式ニ誓約シタルトキハ之ヲ俘虜ト為スコトヲ得ス。

⁶⁵ 信夫『海上国際法論』297頁。

⁶⁶ 「海戦法規」（1914年）第82条。

た。なぜなら、本来適用される法によれば、敵国商船乗組員は捕虜とされるべきであり、臨検や捜索、捕獲、攻撃に対する抵抗は、陸上での同等の行為のように敵対行為への直接参加と同一視されるべきものではないからであるとする（10.6.3 Persons Qualifying for POW Status）⁶⁷。

それに対して、敵または中立の商船の乗客で、海軍の臨検隊を攻撃した者は、その船の乗組員の一員とはみなされず、したがって捕虜の資格もない。彼らは陸上において敵対行為に直接参加した文民と同様に取り扱われる。つまり、彼らを拘束して犯罪者として扱うことは、彼らを拘束する国に委ねられているとする。そして、そのような海上における文民の敵対行為の例として、2010年のマヴィ・マルマラ号事件（*Mavi Marmara incident*）を挙げる。イスラエル国防軍（IDF）がガザ地区沿岸に宣言した封鎖（blockade）の侵破を試みたマヴィ・マルマラ号に乗船した際、一部の乗客（乗組員ではない）がIDFの乗船チームメンバーに対して武力行使した（used force）。イスラエルのターケル委員会（Tukel Commission）⁶⁸が、乗客の行為に適用されるべき適切な評価枠組みは敵対行為への直接参加であり、文民の敵対行為への直接参加となる行為に付随しうるすべての刑事責任を伴うと結論づけたとする（10.6.2 Civilian Passengers Onboard Enemy and Neutral Merchant）⁶⁹。

（9）政府船舶と乗組員の地位

ア 政府船舶の地位

ニューポート・マニュアルにおいては、「その他の政府船舶」（“Other Government Ships”）として、国が所有又は運航する船舶であって専ら政府の非商業的役務に使用されるものをいうとし、これらの船舶には、海軍補助船舶、沿岸警備隊船舶（旗国によって「軍艦」と指定されていない場合）、及び政府の非商業的役務に使用されていることが明確に表示され、識別可能であり、そのための権限が付与されているその他の海上法執行船舶が含まれるとしている（3.5 “Other Government Ships” Defined）。

⁶⁷ 中立国商船と異なり、敵商船の乗組員や船長は、敵の命令に従う義務はないため、敵対行為への直接参加の概念（the concept of direct participation in hostilities）は、海上戦の文脈では適用されない。しかしながら、攻撃に従事しその他の交戦権を行使することは、国内法で処罰されうる私掠行為とみなされる可能性がある。その場合は、捕虜の地位を維持しながらも、敵商船の乗組員は、捕虜となった国の国内法に基づいて刑事訴追を受ける可能性があるとする。Wolff Heintschel von Heinegg, “The Law of Armed Conflict at Sea,” Dieter Fleck ed. *The Handbook of International Humanitarian Law*, Oxford University Press, 2021, para. 17.32, pp. 548-549.

⁶⁸ 「ターケル委員会」の正式名称は、“The Public Commission to Examine the Maritime Incident of 31 May 2010”であり、2010年5月31日の船団に関する事件、すなわち、「マヴィ・マルマラ号事件」の調査のためにイスラエル政府が設置した元イスラエル最高裁判事の Jacob Turkel 氏を委員長とする調査委員会である。

⁶⁹ 海戦法の下、海上での敵対行為への直接参加は、一般的に乗客による積極的な抵抗や敵対行為に限定され、積極的に抵抗する敵国商船の乗組員は捕虜とされるべきであるとする。Robert McLaughlin, “Active Resistance by Merchant Vessel Crews During International Armed Conflict is Not ‘Direct Participation in Hostilities’,” *International Law Studies*, Vol. 99, 2022, pp. 284-318.

サンレモ・マニュアルにおいては、商船以外の船舶として軍艦、補助船舶（海軍補助船舶）、そして「税関用もしくは警察用船舶のような国の船舶」⁷⁰（「通常政府の被雇用者が配置されているけれども、その船舶を補助船舶たらしめる任務を有しない政府船舶」⁷¹）に区分している。ニューポート・マニュアルの「その他の政府船舶」には補助船舶を含んでいるところが異なる。そして、「その他の政府船舶」は、交戦権を行使する権利はないが主権免除を享有するとしている。軍事目標という観点からは軍艦及び補助船舶（海軍補助船舶）はその性質が軍事目標であり、それと区別される政府船舶という点では、サンレモ・マニュアルの「国の船舶」（「政府船舶」）が分かり易いかもしれない⁷²。

そのうえで、軍艦及び補助船舶以外の専ら政府の非商業的役務に使用される政府船舶の地位について、前述したように、軍艦及び補助船舶と異なり、その性質から直ちに軍事目標となることはない。軍事目標と評価されるか否かは、したがって、敵商船が軍事目標となる場合を当てはめることができる。例えば、「敵の情報又は軍事データ収集システムに統合されたり、それを支援したりする」場合は、当該交戦国の戦争遂行努力に組込まれているといえ、敵からは軍事目標と評価されるであろう（8.6.3 *Enemy Merchant Vessels, (c)*）。仮に敵交戦国が当該政府船舶を軍事目標と評価しない場合であっても、政府船舶を戦利品（“booty of war”）として捕獲することが認められている（9.2 *Distinguishing Prize from Booty*）。交戦国部隊が敵の政府船舶を拿捕（捕獲）しようとして停船命令をして、当該政府船舶がそれを拒否して逃走したり抵抗したりする場合は軍事目標となり攻撃される（9.11 *Active Resistance*）。したがって、いずれにしても敵交戦国の判断次第で政府船舶は無力化される可能性が高い。もちろん、政府船舶は海戦法上、商船と同様に反撃や逆に敵軍艦を拿捕することを含め、敵軍の攻撃に対し防衛することが認められている。

イ 政府船舶の乗組員の地位

ニューポート・マニュアルの初版においては、軍艦及び補助船舶以外の専ら政府の非商業的役務に使用される政府船舶の乗組員の地位については、言及していなかった。しかし、第2版においてそのような政府船舶の戦闘員資格を享受しない船長、乗組員及び乗船中の政府職員が敵の権力下に陥った場合は、捕虜資格を享受するとした（NPM 2.0, 3.9 *Government Ships Operated for Noncommercial Purposes*）。

ジュネーヴ第3条約第4条の捕虜の定義には、軍隊の構成員や軍隊の構成員ではないが軍隊に随伴する者は含まれている。他方、それらに該当しない非商業的役務に従事する政府船舶の乗組員については、示されていない。しかしながら、敵商船の乗組員が宣誓解放されない場合は、捕虜資格を得ることを考えれば、敵国の政府船舶の乗組員が拘束される場合には捕

⁷⁰ SRM, para. 13(i).

⁷¹ SRM, para. 13.23.

⁷² ニューポート・マニュアルでも、軍艦、補助船舶及び「その他の政府船舶」と区分している個所もあり、今後整合をとる必要がある。NPM, §2.1.2.3 “Against Another State”, pp. 23-24.

虜資格を得ることは自然である。また、軍事目標となる中立国商船の乗組員（船長及び職員）は、捕虜として扱われるが⁷³、第3条約第4条には挙げられていない。したがって、同条項は慣習国際法上、捕虜として扱われる者を網羅しているわけではないといえる。

1913年のオクスフォード・マニュアルは、敵公船及び私船に乗り組む敵国籍の船長、職員及び船員を宣誓解放しない場合は捕虜として抑留することを規定している⁷⁴。また、1937年の我が国の『戦時国際法規綱要』においても、敵の公船を含む「敵国船舶ヲ拿捕シタルトキハ、該船舶ヲ没収シ得ルノミナラズ、其ノ船員ヲ俘虜トスルノ慣例存ス」としており⁷⁵、立作太郎は直接的に「拿捕サレタル公船中ノ人ハ総テ俘虜トナル」としている⁷⁶。さらに、敵商船及び中立商船の乗客中の敵国の公務に従事する者は、捕虜とすることができると（3.9.2.1 Crews of Enemy Merchant Vessels; 3.9.3.1 Crews of Neutral Merchant Vessels）を考慮すれば、敵国政府船舶の乗組員が抑留された場合に捕虜資格を享受することは、慣習法であると考えられるであろう。

（10）機雷及び機雷敷設

機雷については、第6章及び第7章に記述されている。すなわち、海戦の手段（武器）としての機雷と海戦の方法としての機雷戦の両方の視点から説明されている。

ニューボート・マニュアルは、機雷について、近くを航過する水上艦船や潜水艦に対して兵器を起動し、爆発力を発生させ、水深が深い場合には圧力波を発生させ、目標を航行不能または沈没させることができる兵器であると機雷による艦船の破壊の態様を説明しているが、機雷の定義については記述していない（6.5 Mines）。これは、諸国間で合意された機雷の定義が存在しないことを反映している。一般に、兵器体系としての「機雷」という名称は用いられるが、あくまでも国際法上、確立した機雷の定義はないということである⁷⁷。

1907年の自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約（ハーグ第8条約）は、自動触発機雷に適用され、次のことが禁じられている。

- ① 敷設者の管理を離れてから長くても1時間以内に無害となる構造を有するものを除き、無繫維自動触発機雷を敷設すること。
- ② 繫維を離れた後、直ちに無害とならない繫維自動触発機雷を敷設すること。
（6.5 Mines）

⁷³ *Oxford Manual of Naval Warfare*, art.60.

⁷⁴ *Ibid.*, arts. 55, 56, 60.

⁷⁵ 『戦時国際法規綱要』（1937年）60、96-101頁。

⁷⁶ 立作太郎『戦時国際法』中央大学、1913年、310頁。

⁷⁷ サンレモ・マニュアルでは、機雷の定義を提示している。「機雷とは、船舶に損害を与えもしくは沈める意図をもって、または、ある海域に船舶が進入するのを阻止する意図をもって、海中、海底またはその地下に敷設される爆破装置である」。SRM、機雷 前置きの説明、143-144頁。

また、同条約（第1条～第3条及び第5条）に具現化されている法の一般原則（the general principles of law）は、全ての無差別的な被害を発生させる効果を持つ通常型機雷の合法的な使用の指針（a guide）として有効である（7.2.3, note 464）。したがって、自動触発機雷でなくとも目標を特定せず航行中の船舶を無差別に攻撃する機雷の場合、たとえば、感应式の沈底機雷は、ハーグ第8条約の一般原則が適用される。他方、交戦国が攻撃目標を識別できる機雷を使用する場合、そのような機雷は無害の海上交通に危険を及ぼすことはない。これらの機雷の使用は、第4章に定める敵対行為が行われる海域の制限及び第8章に定める攻撃目標の選定に関する規則の適用を受ける（7.2.3 Mining）。すなわち、活性化されていない（待ち受け状態になっていない）、又は目標を識別可能な機雷は、ハーグ第8条約（機雷条約）の適用を受けない。

無差別な効果を発揮する機雷を敷設する場合は、無害の海上交通への被害を避けるために、機雷原の通告を行う必要がある。このような通告は、外交ルート、国際海事機関への伝達、船員への通報、または公表を通じて行われる場合がある。また、平和的な海上通商の安全を確保するために、機雷原も積極的に監視されなければならない。「監視下に置かれなくなった場合には……軍事の必要上差し支えない限り、速やかに危険区域として通告する」⁷⁸必要がある（7.2.3.1 Notification, Recording, and Monitoring）。サンレモ・マニュアルでは、通告する義務に関してハーグ第8条約第3条の「軍事上の必要上差し支えない限り、速やかに」が削除されたが⁷⁹、ニューポート・マニュアルではハーグ第8条約第3条の条文そのままを採り入れている。他方、ニューポート・マニュアルにおいても通告は無害の船舶への被害を避けるために行われなければならない（7.2.3.1 Notification, Recording, and Monitoring）としており、事実上、軍事目標でない目標に被害が及ぶ可能性がある場合は、それを防ぐため速やかに通告をすることが求められるといえるであろう。

（11）海上作戦区域（Maritime Operational Zones）

海上作戦区域は法的な用語ではなく、水域の干渉防止と管理を通じて、戦術、作戦あるいは戦略レベルにおいて効果をもたらすことを目的とした戦闘の方法（method）である。そのため、区域の内外で同じ攻撃目標選定の法（targeting law）が適用される。区域は、発揮しようとする具体的な効果によって性質が異なるとした。例えば、特定の海域における商船の存在を減少させることに重点を置くものもあれば、敵の軍艦や軍用航空機の活動空間を拒否すること、あるいは味方の重要アセット（high value assets）を防護することに重点を置くものもある。所望の効果に応じて、海上作戦区域を設定する交戦国は、その区域に進入する船舶に対し、事前の承認を得ること、進入時の識別、さらには、その区域に全く進入しないことなど、海戦法の範囲内で様々な要求事項を満たすよう求めることができる（7.2.1 Maritime Operational Zones）。

⁷⁸ ハーグ第8条約第3条。

⁷⁹ SRM, paras. 83, 83.3.

国家実行によれば、交戦国は、海戦法に反しない様々な目的を持った海上作戦区域を設定することができる。例えば、防衛海域（a defensive zone）は、1982年4月12日にフォークランド／マルビナス諸島付近に宣言された英国の海上排除海域（Maritime Exclusion Zone）のように、敵の軍部隊（military units）にのみ適用されるかもしれない。あるいは、文民を保護し、目標識別を促進することを意図した区域（例えば、海軍力による砲撃や上陸作戦の対象となる敵沿岸地域を取り囲むような海域）は、全ての商船及び航空機を一時的に排除しようとする場合がある（7.2.1 Maritime Operational Zones）。

海上作戦区域の設定で重要な事項は、攻撃目標選定の法（targeting law）が区域の内と外で変わるものではないということである。まして、海上における「無制限射撃（攻撃）」区域（“free fire” zone）の設定は違法である。他方で宣言された区域における存在は、船舶が軍事目標であるかどうかを判断するうえで、指揮官が考慮し得る要素であるとしている。しかし、この判断は、事実依存するものであり、個々の状況によって異なる。すなわち、区域の設定は目標識別を容易にする等の効果が期待できるが、軍事目標か否かの識別を不要とするものではない（7.2.1.2 Enforcement）⁸⁰。

海上作戦区域は、軍事的要求と中立国が行使する航行の権利への影響とのバランスをとらなければならない。航路帯から離れた海域に宣言された全ての船舶の進入を禁止する排除区域は、交通の錯綜する航路上に設定されたものより中立国の権利に対して許容されるとみなされる可能性が高い。それにもかかわらず、軍事的要求が極めて重大である場合は、たとえ交通の錯綜する航路上に設定された区域であっても合法となり得るとしている（7.2.1.3 Effect on Neutral Rights）。

本マニュアルでは、海上作戦区域の意義を簡潔に整理しており、「入域した船舶や航空機は攻撃目標となる」という運用者にとってありがちで最も戒めるべき誤解も強調されており作戦を遂行する実務者の理解に資するものといえる。また、交戦国が武力紛争の規模を抑制しようという政治的な意図があるにせよ、設定した区域に進入した軍事目標たる船舶や航空機を攻撃対象とするといった宣言は、設定した区域外の軍事目標を合法的に攻撃しても、違法な攻撃であるとの宣伝に使われたり、区域外を事実上の「安全地帯」として使われるなど、むしろ敵に逆手にとられるというリスクがあるかもしれない⁸¹。本マニュアルに述べられているように、このような作戦区域は、進入する目標の識別を容易にすることに役立つものといえよう。

⁸⁰ 敵の軍事行動に関与しない船舶や航空機は、あえて宣言された作戦区域に進入を試みる理由がないので、作戦区域内の目標数が減少するだけでも識別を容易にするであろう。

⁸¹ 国際法上は合法であっても、敵対国から区域設定国による宣言された区域外における攻撃を背信行為であり違法と主張された。
“Hundimiento del General Belgrano - Comunicados oficiales” *La Nación*, 4 de mayo de 1982, pág. 1, *El Historiador*, Mayo 17, 2013,
http://www.elhistoriador.com.ar/documentos/dictadura/hundimiento_del_general_belgrano_comunicados_oficiales.php; “Belgrano legal action fails,” *BBC News*, July 19, 2000,
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/americas/841663.stm>.

(12) 作戦行動中の部隊の至近に存在する船舶・航空機の活動に対する規制

現場部隊指揮官は、海上作戦(naval operations)の至近への近接を制限し、その他の条件を課すことができる。海上作戦の至近とは、敵対行為が行われている、または交戦国の軍隊が作戦行動をしている海空域(area)のことである。この概念は、前述した海上作戦区域を設定する権利とは区別される。至近の範囲、規制の内容や期間及びその他の条件は、兵力や作戦の様相により定められる。この交戦国の権利は、交戦国が作戦を実施し、自軍の安全を確保する必要性に基づく限定的かつ一過性のものである。これには、海上作戦を危険にさらす可能性のあるすべての通信および電子機器の使用の規制が含まれ、海上作戦の至近水域への進入を規制することさえできる。交戦国の正当な命令に従わない場合、交戦国は船舶または航空機を拿捕し、捕獲物として没収する権利を有する。また、不服従は、船舶または航空機を軍事目標にすることができる(7.2.2 Restrictions on the Immediate Vicinity of Naval Operations)⁸²。

本マニュアルにおいては、海上作戦の至近において現場の指揮官の課す

⁸² 第2次世界大戦中の1942年、我が国は、「海戦法規」(1914年)第6条に基づき敵国の作戦行動に応じて、「海戦法規」と異なる規定(「修正海戦法規」)を適用することとし、部隊指揮官の規制措置に従わない船舶については、緊急の必要がある場合については臨機の処置を為すことができるとした。すなわち、最終的には攻撃が可能であることを示した。当時と異なり現代においては、外洋で運航される船舶は、一般にその大小にかかわらず通信能力を保有しないものは存在しないので、海戦法規にいうところの「無線通信装置ヲ有スル船舶」とは、全ての船舶を指すと考えてよいであろう。

修正海戦法規(1942年)

第87条 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ作戦行動上必要アルトキハ其ノ附近ニアル無線通信装置ヲ有スル船舶ニ対シテ左ニ掲グル事項ヲ禁止スルコトヲ得

1 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ位置及其ノ動作ニ関スル通信ヲ発送スルコト

2 艦隊、軍艦又ハ軍用船ヨリ発スル通信ヲ登録スルコト

3 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ通信ヲ妨害スベキ一切ノ行為ヲ為スコト

艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ必要ニ応ジ前項ノ船舶ニ対シテ暗号電信ノ発進ヲ禁止シ又ハ無線通信ノ用語ヲ制限スルコトヲ得

第88条 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ前条ノ禁止又ハ制限ヲ為ス場合ニ於テハ麾下ノ士官ヲシテ其ノ禁止又ハ制限事項ヲ其ノ附近ニ在ル無線通信装置ヲ有スル船舶ニ告知セシムベシ

第89条 前条ノ告知ヲ受ケ又ハ第87条ノ禁止制限ヲ知リタルコトヲ認メ得ベキニ拘ラズ禁止制限ヲ犯シタル船舶ハ之ヲ拿捕スベシ 緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨機ノ処置ヲ為スコトヲ得

第91条ノ2 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ其ノ附近ニ無線通信装置ヲ有スル船舶ノ在ルコトガ其ノ従事スル作戦行動ノ成效ヲ害スルモノト認ムルトキハ該船舶ニ対シ離隔ヲ命ジ航行スベキ方向ヲ指令スルコトヲ得

第91条ノ3 前条ノ命令ニ従ハザル船舶ハ之ヲ拿捕スベシ 緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨機ノ処置ヲ為スコトヲ得

第92条ノ2 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ無線通信装置ヲ有スル船舶ガ敵ノ即時使用ニ供セラルベキ重大ナル軍事情報ヲ発進スル場合ニ於テハ之ヲ阻止スル為臨機ノ処置ヲ為スコトヲ得。

規制に従うことを拒否する商船が軍事目標になることをリストに明示した（8.6.3 Enemy Merchant Vessels; 8.6.5 Neutral Merchant Vessels）。サンレモ・マニュアルにおいては、同様の概念について、「戦闘の方法」の節で「封鎖」（blockade）と「区域」（zones）をとりあげたうえで、これらの「いかなるものも、海上作戦の至近において中立国の船舶および航空機を管制する交戦者の慣習国際法上の権利を減ずるものとみなすべきではない」⁸³とし、その注解で「通信に関する指示を無視する船舶や航空機は、発砲や拿捕される危険を負う」としていたが⁸⁴、ニューポート・マニュアルに商船が軍事目標になる場合のリストとして明示したことは、実務者の理解促進のためにも意義のあることである。

現場部隊指揮官による本権利の行使は、至近の中立国の商船・航空機に対して用いることはもちろん、作戦上、拿捕を企図しないが、作戦海域から離隔させる必要のある敵商船等に対して用いることも当然にできることから、軍事目標であるか否か不明な船舶に対して、離隔命令、針路変更命令、通信の使用禁止命令等の規制を実施することにより、識別に資することもできるであろう。それらの命令に従わず、我の作戦行動に支障をきたすなど、緊急重大な場合は攻撃を加えることも可能ということになる。

（13）封鎖

封鎖とは、すべての国の船舶が、敵の統治下、占領下又は支配下にある特定の沿岸地域に出入りするのを阻止することを目的とした戦争行為（belligerent operation）であり、海上のみ、航空のみ、又は海上及び航空交通に対して行われる場合がある。また、封鎖は、国連禁輸執行とは異なる（7.4.1 Definition）⁸⁵。

封鎖を設定する交戦国によって、水路通報（海上封鎖の場合）及び（又は）航空情報（封鎖が航空機に対しても実施される場合）、あるいはその他の公式の宣言または発表により宣言され、通告されなければならない。封鎖の宣言の内容は、地理的範囲、開始日及び執られる措置の概要である（7.4.2 Notification）。サンレモ・マニュアルは封鎖の「期間」を明示しなければならない⁸⁶としているが、慣習国際法は、封鎖の期間（開始日のみならず終了日の明示）を宣言に含むことを求めている⁸⁷。また、封鎖を実施するために使用できる兵力の種類を制限する規則はない。航空兵力のみによる海上封鎖、また海上兵力にみよる航空機の封鎖（aerial blockade）も可能である（7.4.3 Effectiveness）⁸⁸。船舶又は航空機が封鎖を侵破し、又は封鎖侵破

⁸³ SRM, para. 108.

⁸⁴ SRM, para. 108.1.

⁸⁵ 16世紀以降現代に至るまでの封鎖について、国家実行を含め封鎖法の包括的な研究として、浦口薫『封鎖法の現代的意義—長距離封鎖の再評価と地理的限定—』大阪大学出版会、2023年。

⁸⁶ SRM, para. 94.

⁸⁷ 1909年ロンドン宣言第8、9条；「海戦法規」（1914年）第39条；『戦時国際法規綱要』（1937年）129-131頁。NWP 1-14M, §7.7.2.1.

⁸⁸ サンレモ・マニュアルは、「機雷のような兵器システムのみでもって封鎖を実施することは禁止される」（SRM, para. 97.1）としているが、ニューポート・マニュアル

を試みた場合は、拿捕され、没収又は行き先変更をさせられることになる（7.4.7 Breach and Attempted Breach of Blockade）。

なお、陸上戦闘において「封鎖」という用語がメディア等で用いられることがあるが、一般に陸戦では「攻囲」(siege)という戦闘の方法が用いられる。「攻囲」は、陸上兵力により敵の兵力に対して行われるものであって、専ら被攻囲地域の占領を目的とする。それに対して海上戦闘における「封鎖」(blockade)は、必ずしも敵の兵力に対して行われることを要しない。そして、封鎖の目的とするところは、被封鎖地域への海上及び上空からの交通を全面的に途絶することであるとされてきた⁸⁹。

他方、文民たる住民を飢えさせることのみを目的（又はそれを主とした目的）とする封鎖、又は文民たる住民から生存に不可欠な物品を奪うことを単独または主に目的とする封鎖の設定は禁止される。しかし、封鎖によって得られる軍事的利益に不釣り合いな文民たる住民への影響を与える場合、封鎖が違法であるという規則はない（7.4.5 Humanitarian Requirements）⁹⁰。これは、封鎖そのものは比例性原則が適用される「攻撃」に該当しないためである⁹¹。

ニューポート・マニュアルにおいては、国家実行に基づいた慣習法について記述しており、類似する他の活動、すなわち、国連禁輸執行活動、国内治安措置としての自国沿岸への交通遮断措置等と区別して誤解を避けている。また、メディア等では、ペルシャ湾のホルムズ海峡「封鎖」であるとか、冷戦時代に我が国の宗谷海峡、津軽海峡及び対馬海峡の3海峡「封鎖」という用い方が、しばしばされることがあったが、これらは、海戦法上の封鎖ではない⁹²。封鎖は、あくまでも敵の統治下、占領下、又は支配下にある特定の沿岸地域に出入りする船舶や航空機を、敵国籍か中立国籍かを問わず公平に阻止することなので、中立国の沿岸への交通を遮断したり、

はその旨の記述はない。諸国に合意された機雷の定義もないところ、科学技術の著しい進展もあり、遭難した中立国船舶の封鎖地域への入港を認めるなど、封鎖部隊に海戦法上求められる措置を確保することが前提で兵力の種類を制限する規則がないということになろう。

⁸⁹ 『戦時国際法規綱要』（1937年）123頁。

⁹⁰ サンレモ・マニュアルでは、「封鎖によって期待される具体的かつ直接的な軍事的利益との関連で、文民たる住民への危険が過度となるか、そのように予期される場合」には、封鎖の宣言又は設定を禁止するとしている。SRM, para. 102.

⁹¹ ニューポート・マニュアルでは、武力紛争法の「攻撃」が *jus ad bellum*（武力行使に訴えることの合法性を規律する法）上の「武力行使」や「武力攻撃」と異なることを説明している。そして、攻撃目標選定に係る法は、武力紛争中に攻撃目標を打撃する意図をもって行われるすべての「攻撃」に適用される（8.1 Applicability of Targeting Law and the Concept of “Attack”）。同時に「攻撃」は、封鎖、海上作戦の至近における規制、臨検・搜索など、他の手段又は戦闘の方法とは区別されるとする（8.1.1 “Attack” Distinguished from Other Measures or Methods of Warfare）。

⁹² 塩川は、ホルムズ海峡の国際法上の位置付けについて解説し、イラン自体が「封鎖」という用語を用いていないこと、海外の英語メディアも「封鎖」(blockade)という用語を用いていないことを指摘している。塩川洋志「ホルムズ海峡の封鎖について」海上自衛隊幹部学校戦略研究会『コラム』第137号、2019年6月5日、<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=columns&id=137>。

特定の目標の航行や飛行の阻止に限定するものではない。したがって、上記のホルムズ海峡や我が国の3海峡の「封鎖」という用語は、正確ではなく、「閉鎖」、「遮断」、「通峡阻止」といった用語を用いることが適当であろう⁹³。

さらに、封鎖は国際武力紛争における戦闘の手段であって、平時の作戦や非国際武力紛争においては認められない⁹⁴。ニューポート・マニュアルにおいても非国際武力紛争で禁止されている戦闘方法のひとつとして、海上及び航空封鎖を挙げている。ただし、非国際武力紛争が国際武力紛争とより共通点を持つような例外的な性格を持っている場合を除くとして、イスラエルによるガザ地区の海上封鎖を挙げている（12.3.3.1 Prohibited Methods）⁹⁵。

（14）奇 計（Ruses of War）

武力紛争法の下で保護される地位を与える義務があると敵が信じるように、又はそのような保護を受ける権利を有すると敵が信ずるように敵の信頼を誘う行為であって、その信頼を裏切ることが意図するものが背信行為（Acts of perfidy）である（7.5.2.1 Perfidy）。

他方、欺瞞（deception）や奇計（ruses of war）は違法ではない（7.5 Deception, Intelligence Gathering, and Espionage Operations）。海戦法においては、敵を欺くこと、敵の行動を思いとどまらせること、または敵を無謀に行動させることを意図した計略や奇計によって敵を欺くことを認めている。武力紛争で許容されている計略や奇計には、迷彩、欺瞞的な照明、ダミー船・ダミー兵装、囹、模擬部隊、偽装攻撃・撤退、待ち伏せ、偽情報、電子的欺瞞及

⁹³ 1937年に勃発した支那事変においては、我が国も中華民国も戦争と認めず、国際法上の戦争ではなかった。したがって第三国の船舶に対しては干渉ができないため、我が国が実施した海上作戦は、封鎖ではなく、「沿岸航行遮断」あるいは、「沿岸海上交通遮断」として実施した。また、これは、「平時封鎖の性質を有する」とされた。立作太郎『支那事変国際法論』松華堂、1938年、1-29頁。

⁹⁴ 法上の戦争のみならず、事実上の戦争においても国際武力紛争法・戦争法が適用されるため、武力の行使にあたる封鎖を実施することは、事実上の戦争行為であり、国際武力紛争法の適用事態となるため、平時封鎖という概念は意味を失った。なお、平時封鎖について、ある国又はある国民に対する相手国（相手国）政府の義務不履行、不法行為に対し、義務の履行を促し、不法行為を防止し、又は損害の補償を得る目的で復讐として又は干渉のために行うものとされる。また、第三国船舶に対する干渉は行わない。臨検については、国籍を調査するために第三国船舶に実施する必要も生じる。また、相手国（相手国）船舶の処分は没収せず抑留に止め、事件解決後に返還するのを例とすると説明される。『戦時国際法規綱要』（1937年）141-142頁。

⁹⁵ ただし、パルマー報告によれば、イスラエル国防軍によるガザ地区封鎖は、当該武力紛争がパネルは封鎖法の目的のため、この紛争が国際的なものとして扱われるべきであるとしている。U.N. Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident, *Report of the Secretary-General's Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident*, Sept. 2011, (以下パルマー・レポートという。) para. 73; 新井 京、保井 健児「2010年5月31日の船団に関する事件についての事務総長調査パネルの報告書」『同志社法学』67巻8号、2016年3月、19-20（3522-3521）頁、<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/records/25843>。

び敵の暗号とパスワードの使用が含まれる（7.5.1 Permitted Ruses and Deceptions）。したがって、ダミー機雷の敷設や、偽の機雷区域の告示なども奇計として認められるであろう。第2版においては、これらが明示された（NPM 2.0, 7.5.1 Permitted Ruses and Deceptions）。

また、ニューポート・マニュアルでは新たな技術動向に鑑み、偽装と同様に、物理的および電子的隠蔽が認められるとし、攻撃に参加していない限り、軍艦は偽の船舶自動識別装置（AIS）の信号を使用したり虚偽の旗章を掲げたりするなどして中立の立場を装うことができるとする（7.5.1 Permitted Ruses and Deceptions）。

（15）海戦における軍事目標

軍事目標の定義について、従来は陸戦か海戦かにかかわらず、いわゆる「列举方式」であったが⁹⁶、陸戦法については、1977年の第1追加議定書において、一般的な定義が規定された⁹⁷。海戦法における一般的な定義に関しては、サンレモ・マニュアルが陸戦に適用される第1追加議定書第52条2項に規定される軍事目標の定義を用いるという進歩的な提案を示し⁹⁸、その

⁹⁶ 例えば、陸戦法上の軍事目標に関連して、1907年の条約では、「軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯蔵所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラレルヘキ工場及設備並港内ニ在ル軍艦」を明示している。1907年戦時海軍力ヲ以テスル砲撃に関する条約（ハーグ第9条約）第2条；また、海戦法上の軍事目標に関して、外務省の囑託であった立作太郎の1944年の著作では、以下のように示されている。「商船が兵器を以て攻撃され得る場合として次の如きものが普通挙げられるのである。（1）敵の為に敵対行為を行ひ、又は、敵の直接の使用のために軍事上の情報を伝達し、又は其他の方法を以て敵の軍事行動に参加するとき、（2）停船を為すべき旨の命令又は指定地点に回航すべき旨の命令を軍艦より受けながら之を行はざるとき、（3）臨検又は拿捕の措置に対して能動的抵抗、即ち強力的抵抗を行ふとき、（4）信号を行ふことを停止すべき旨の命令を受けたるに拘はらず如何なる方法に依るを問はず、信号を行ふこと、（5）其他軍事官憲の與ふる適法な命令に従わざるとき」。立作太郎『戦時国際法論』日本評論社、1944年、309頁；そして、米国の1955年のマニュアルでは、伝統的な軍事目標に加え、第2次世界大戦後のニュルンベルグの国際軍事裁判で合法的な軍事目標とされた、国家の戦争遂行努力に組み込まれた商船（護送された商船、武装商船、情報システムに統合された商船等）を軍事目標として明示した。Office of the Chief of Naval Operations, U.S. Navy, *Law of Naval Warfare, Naval Warfare Information Publication (NWIP) 10-2* (1955), reprinted in 50 *International Law Studies* 359 (1955), §503 b (3), note 21.

⁹⁷ API 第52条2項「軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る」。

⁹⁸ SRM, para. 40; サンレモ・マニュアル策定のためのラウンド・テーブルにおいて「一般的定義方式」の採用を主張した者は、「第1次世界大戦と第2次世界大戦中の国家実行を強調し過ぎてはならず、1969年以来行われてきた作業の成果と恩恵、特に1974年から1977年までのジュネーヴ外交会議の結果を利用すべきである」、すなわち、「第1追加議定書第52条第2項に規定された軍事目標の定義を出発点とするように主張」した（SRM, para. 40.3）。また、「ラウンド・テーブルの任務は将来の紛争のための規則を作り上げることであるから、過去の国家実行を決定的な要素とすべきではない」とされた（SRM, para. 60.8）。さらに、サンレモ・マニュアルは、二

後、英国、オーストラリアなどいくつかの主要国が自国のマニュアルに取り入れている⁹⁹。ニューポート・マニュアルにおいては、一応、第1追加議定書第52条2項と同様の一般的定義と列举方式の組み合わせという体裁をとっているが、その立場を主として説明しつつ、すべての国がこの立場を受け入れているわけではないことから第52条2項の規定が海上で適用される慣習国際法として成立していないことについても言及している（8.5 Military Objectives at Sea and on Land）¹⁰⁰。実際、米国やインドをはじめ、いくつかの主要国は、自国のマニュアルに第1追加議定書第52条2項の定義ではなく、第2次世界大戦やその後の武力紛争を通じて成立した慣習法を採用している¹⁰¹。したがって、陸戦法と異なり、諸国の間で合意された海戦法上の軍事目標の一般的定義というものは存在しない¹⁰²。

軍事目標の考え方として、海戦においては、まず、敵国軍艦・補助船舶及び敵国軍用航空機¹⁰³が軍事目標であり、陸戦と異なり、海洋とその上空の特性からプラットフォームが中心であるため、商船が軍事目標と評価される場合などについての列举方式で示される。しかしながら、海上においても、軍艦から派出された乗船隊員、他のプラットフォームや陸上から発進した戦闘泳者、その他特殊部隊等の戦闘員である人が軍事目標になる場合も考えられる。また、物についても、船舶・航空機以外に軍艦に該当しない無人海上システム等のプラットフォームや機器、ミサイルや魚雷等の

つの世界大戦における敵国商船の攻撃は、「復讐の方法によって正当化された、したがって、交戦国自身は、敵国商船に対する攻撃を違法とみなしてきた」（SRM, para. 60.8）としているが、これは事実を誤認している。第1次世界大戦の敵国商船及び中立国商船攻撃は復讐を根拠としたが、第2次世界大戦の状況は異なる。ドイツは、中立国商船に対する攻撃は復讐を根拠としたが、英国海軍本部が自国の商船を護送し、武装させ、無線で目標情報の伝達を命ずると共に、ドイツ潜水艦を発見次第攻撃することを命じていることを確認したため軍事目標として無警告攻撃を実施したものであり、復讐を根拠としていない。Trial of Major War Criminal before the International Military Tribunals at Nuremberg, 1947, Vol. 1, p. 312.

⁹⁹ 英国: Ministry of Defence, *Joint Service Manual of the Law of Armed Conflict*, JSP 383, 2004, para. 13.26; オーストラリア: *Defence Doctrine Publication 06.4: Law of Armed Conflict*, 2006, para. 6.37.

¹⁰⁰ 「例えば、日本やアメリカはこの見解を採用しておらず、そのことは、第52条2項が慣習国際法としての地位を得ていないといえる証拠かもしれない」としている。NPM, §8.5 Military Objectives at Sea and on Land, note 517; 海上自衛隊では、実際の武力紛争における国家実行を踏まえた堅実な「列举方式」により教育しており、API第52条2項の規定が慣習法として成立したという考えには慎重な姿勢をとっている。海幹校『国際法規』（2016年）125-139頁。

¹⁰¹ 米国: NWP 1-14M, 8.2; カナダ: *The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Level*, B-GJ-005-104/FP-021, 2001, para. 718.; インド: *Handbook on the Law of Maritime Operations*, Indian Navy Book of Reference (INBR) 1652, Volume 2, *Laws of Armed Conflicts*, Feb. 2013.

¹⁰² 「海戦法規は慣習国際法として」第1追加議定書第52条2項の軍事目標と「同様の定義を設けた」とする考え方もある。真山全「海戦法規」黒崎将広他著『防衛実務国際法』弘文堂、2021年、【1013】478-479頁。

¹⁰³ ニューポート・マニュアルでは、サンレモ・マニュアルで示された「補助航空機」（para. 13 (k)）という概念が現実には存在しないことから記述されていない。

弾薬、海底ケーブル、海底パイプライン、人工島、海上の構築物等も軍事目標になる場合がある。そのため、それらを包含した軍事目標の考え方としては、戦闘員の他、物については、その性質、位置、用途、使用が敵の軍事活動又は戦争遂行努力への寄与から破壊又は無力化することが、明確な軍事的利益をもたらす物であるといえるであろう。

ニューボート・マニュアルは、列举方式による敵商船の軍事目標の定義として、以下のように示している。

慣習国際法上、特に次の行為（activities）は、敵の軍事活動やその他の交戦権の行使に効果的に貢献することができ、したがって、敵商船を軍事目標（military objectives）にし、そして攻撃の目標にすることができる（targetable）。

- (a) 戦争行為に従事すること
- (b) 通常、補助船舶（naval auxiliaries）が行う活動に従事すること
- (c) 敵の情報又は軍事データ収集システムに統合されたり、それを支援したりすること
- (d) 臨検、搜索又は拿捕に積極的に抵抗すること、停船命令を拒否すること、又は海上作戦の至近水域において、海軍指揮官によって課された軍の規制に従うことを拒否すること
- (e) 敵の軍艦又は軍用航空機による護衛（護送）の下で航行すること
- (f) 自衛のための合理的に必要な範囲を超えて武装すること
- (g) 軍事目標の定義に含まれるその他の活動に従事する（又は従事しようとする）こと。

(8.6.3 Enemy Merchant Vessels)

(a)の「戦争行為に従事すること」、(b)の「通常、補助船舶（naval auxiliaries）が行う活動に従事すること」及び(e)の「敵の軍艦又は軍用航空機による護衛（護送）の下で航行すること」は、第1次世界大戦前から伝統的に軍事目標とされてきたものである¹⁰⁴。(c)の「敵の情報又は軍事データ収集システムに統合されたり、それを支援したりすること」及び(f)の「自衛のための合理的に必要な範囲を超えて武装すること」を軍事目標として攻撃することは、第2次世界大戦において一般慣行となり、諸国の間でそれが合法と認識されるようになった。ニュルンベルグ国際軍事裁判においては、(f) 国家が自国の商船を武装し、(e) 軍艦等により護送し、(c) 情報収集システムに統合しているような英国の戦争遂行努力に組み込まれている

¹⁰⁴ 海戦法規（1914年）第101条 敵国軍艦ノ護送ヲ受ケ航行スル船舶ハ之ヲ拿捕スヘシ前項ノ船舶ハ必要ニ応シ之ヲ攻撃破壊スルコトヲ得；また、第1次世界大戦中の1917年7月31日、米国商船モターノ（Steamship *Motano*）は、イギリス海軍用燃料を積載し、3隻のイギリス艦艇に護衛された船団と一緒にプリマスからポーツマスへ向かう航海の途中でドイツ潜水艦の雷撃により沈没した。戦後に設置された、ドイツ・アメリカ請求委員会において審理され、敵部隊が護衛する船団に所属する船舶は、敵国籍か、中立国籍であるかにかかわらず、合法に攻撃しうると判断された。Reports of International Arbitral Awards, United States, Garland Steamship Corporation and Others (United States) v. Germany, Vol. VII pp. 83-84; Georg Schwarzenberger, *International Law as applied by International Courts and Tribunals, Volume II, The Law of Armed Conflict*, Steven & Sons Limited, 1968, pp. 394-395.

全部の商船が軍事目標となることを含意する判決がなされた¹⁰⁵。

このように、(a)、(b)、(c)、(e)及び(f)と異なり、(d)の「臨検、搜索又は拿捕に積極的に抵抗すること、停船命令を拒否すること、又は海上作戦の至近水域において、海軍指揮官によって課された軍の規制に従うことを拒否すること」は、その商船自体が軍事目標でなくとも、現場における部隊指揮官の正当な命令に対する抵抗や拒否により軍事目標となる場合があることを示している。

(g)の「軍事目標の定義に含まれるその他の活動に従事する（又は従事しようとする）こと」の説明中、このリストは網羅的なものではないとし、例として、敵部隊の動きを意図的に妨害したり、敵の軍艦を遮蔽したりするなど、敵商船を合法的な攻撃目標にする他の行為が考えられるとしている（8.6.3 *Enemy Merchant Vessels*）。具体的には、識別が不明な漁船などによる敵交戦国軍艦に対する妨害行為等が当てはまるであろう。また、国家が軍事的に重要な貨物を輸送させ、あるいは、そのような輸送のために建造した商船など、その戦争の様相、あるいは科学技術の進展により、列挙されたもののほかに国家の戦争遂行努力に組み込まれている商船が挙げられるであろう¹⁰⁶。

ロシアーウクライナ戦争において、2024年5月から8月にかけて、ウクライナ軍はロシア本土とクリミア半島を結ぶケルチ海峡の同一の鉄道フェリー（Ro-Ro 船）をミサイル及び無人機で繰り返し攻撃を行った。5月30日に貨物を積載していない鉄道フェリーの *Avangard* 及び *Conro Trader* に対する ATACMS による攻撃後、ウクライナ参謀部は、「クリミア半島占領軍

¹⁰⁵ 第2次世界大戦中に英国海軍省が英国商船を軍艦等により護送し、商船を武装し、潜水艦の位置報告を命じるにより情報システムに統合した。さらに、英国海軍省が英国商船にドイツ潜水艦に対して衝角攻撃をするよう命じたことを公表した。ニュルンベルグ国際軍事裁判所は、「このケースの実情において、本裁判所は、デーニッツ（Karl Dönitz）を英国武装商船に対して潜水艦戦を実施したことに対し有罪と判決する用意はない」とした。Trial of Major War Criminal before the International Military Tribunals at Nuremberg, 1947, vol. 1, p. 312. この場合の「英国武装商船」とは、個々の商船の武装の有無を示したものではなく、船団に参加して航行するなど英国の戦争遂行努力に組み込まれた全ての商船を表していると理解されている。すなわち、ニュルンベルグ判決は、これらの商船が英国の戦争遂行努力に組込まれたことから軍事目標とされたことを含意したものとされている。Australian Defence Doctrine Publication 06.4, *Law of Armed Conflict*, §6.33, 2006; W.T. Mallison, Jr., “Studies in the Law of Naval Warfare: Submarines in General and Limited Wars,” *International Law Studies*, Vol. 58, 1966, p. 117; 海幹校『国際法規』（2016年）132-133頁；安保公人「海戦法概説 攻撃目標と船舶の敵性」『波濤』第13巻第4号（通巻第73号）、1987年11月、128-129頁；カナダのマニュアルに、護送されている商船は交戦国の戦争遂行努力（the belligerent's war effort）に組込まれており1936年の潜水艦議定書の対象とする「商船」から除くとしている。Chief of the General Staff (Canada), B-GJ-005-104/FP-021, *Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels* (2001), 826. Submarines.

¹⁰⁶ 海幹校『国際法規』（2016年）131-132頁；安保「海戦法概説 攻撃目標と船舶の敵性」129頁。

の後方支援に重大な損害を与えた」と声明を出した¹⁰⁷。また、8月22日には、クリミア半島向けの燃料を積載していた同じく *Conro Trader* に対してネプチューンミサイルにより攻撃した後、ウクライナ海軍報道官は、「このフェリーは、占領部隊に燃料や潤滑油のみならず武器を補給する最も重要なロシア軍の兵站線の一部である。したがって、これは合法的な攻撃目標である」と述べた¹⁰⁸。この一連のウクライナによる攻撃は、クリミア半島の軍事占領を維持しているロシアの鉄道フェリーは、その時点の行為や積載貨物の有無にかかわらず、国家の戦争遂行努力に組込まれているといえ、その用途¹⁰⁹、すなわち、軍事的に重要な貨物を輸送することを意図した船舶であることから軍事目標となったといえよう。

実務上の手続きとして、現場の部隊指揮官や上級司令部の参謀（幕僚）が ROE (Rules of Engagement) ¹¹⁰を起案・作成する際に、攻撃目標とする商船を選定する場合には、まず、国家実行に裏打ちされた「列挙方式」で掲げられた商船を検討するであろう。列挙された種別以外の商船を選択するにあたっては、当該武力紛争の様相における、その性質、使用、用途などの敵の軍事作戦や戦争遂行努力への寄与を勘案して判断することになる。なお、法的に軍事目標 (military objectives) と評価することと、作戦上の命令や ROE でそのような軍事目標のうち何を攻撃目標 (targets) として指定するかは、異なることなので留意する必要がある。

¹⁰⁷ Kateryna Denisova, “Ukraine hits Russian ferry crossing with ATACMS in Crimea, General Staff says,” *The Kyiv Independent*, May 30, 2024, <https://kyivindependent.com/ukraine-hits-russian-ferry-crossing-with-atacms-in-crimea-general-staff-says/>.

¹⁰⁸ Tetyana Oliynyk, “Ukrainian Navy confirms destruction of Russia's Conro Trader ferry,” *Ukrainska Pravda*, August 23, 2024, <https://www.pravda.com.ua/eng/news/2024/08/23/7471528/>.

¹⁰⁹ 「用途」とは、ある物の意図された、または将来の使用を意味する。事例として、軍事目的に使用が可能な民間飛行場で、敵がその飛行場をそのような目的の使用を計画していることを示す十分な兆候がある場合又は兵員や軍事装備の輸送のために使用することを意図された商船が挙げられる (NPM, §8.5.1 Effective Contribution to Enemy Military Action)。

¹¹⁰ この場合は、武力紛争開始後のいわゆる「戦時 (Wartime) ROE」を指す。ROE については、保井健呉「国際法下の ROE (Rules of Engagement、交戦規則) — 国際義務の観点からみた位置づけ —」『同志社法学』71 巻 7 号 [通巻 410 号]、2020 年 3 月、79-112 頁; J. Ashley Roach, “Rules of Engagement,” *Naval War College Review*: Vol. 36, No. 1, January/February 1983, <https://digital-commons.usnwc.edu/nwc-review/vol36/iss1/6/>; 軍事目標に係る ROE 作成の一例としては、国際人道法研究所 (イタリア: サンレモ) が出版したサンレモ ROE ハンドブックの Series 30, Engagement of Military Objectives Including Hostile Forces に示されている。International Institute of Humanitarian Law, *SANREMO Handbook on Rules of Engagement*, 2009, <https://iihl.org/Rules-of-Engagement/>; また、ニューポート ROE ハンドブックが米海軍大学校ストックトン国際法センターから出版されているが、内容は同様である。そもそもサンレモ ROE ハンドブックの作成がストックトン国際法センターの企画で作成されたこともあり、出版元が変更された形になる。Stockton Center for International Law, “Newport Rules of Engagement (ROE) Handbook,” *International Law Studies*, Vol. 98, 2022, <https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol98/iss1/2/>.

（16）海底ケーブル・海底パイプライン

武力紛争時の海底ケーブルについての扱いに関する条約法としては、1907年のハーグ陸戦規則のみが存在する。同条約第54条で「占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絶対的ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押収シ又ハ破壊スルコトヲ得ス」としている。本マニュアルでは、それに加えて、米西戦争中の1898年に米海軍のデューイ提督（Admiral George Dewey）がマニラー香港間の海底ケーブルを切断した国家実行を挙げて、紛争当事国が、中立国領海外にある敵国と中立国を結ぶ二国間ケーブルを、「戦争の必要性があれば」（“necessities of war require”）破壊することができると説明している（8.6.8 Submarine Cables and Pipelines, note 550）¹¹¹。また、この権利は、領海外にある高圧送電海底ケーブルやパイプラインにも及ぶと考えられるが、具体的な法は定められていないとしている（8.6.8 Submarine Cables and Pipelines）。

1907年当時の海底通信ケーブルは、銅線を用いて電気通信（電報）に使用されていた。しかしながら、現代においては、光ファイバーを用いて大陸間のインターネットの95%以上が海底通信ケーブルによって伝送されている。海底ケーブルについて、ほとんどの軍事用のケーブル通信は、商用海底ケーブルを経由しているところ、軍事用のデータは、通常の商業用インターネット通信と区別がつかない。したがって、民間の海底ケーブルは民用物であるが、軍隊による共用は、軍事活動に効果的に貢献¹¹²する可能性があり、その妨害や破壊は明確な軍事的利益をもたらす可能性があるとしている（8.6.8 Submarine Cables and Pipelines）。

前述のように、大陸間のインターネットの95%以上が海底通信ケーブルによって維持されているため、そのような海底ケーブルの破壊は、交戦国以外の世界中の中立国にも大きな影響が予想される。そこで、サンレモ・マニュアルでは、あるべき法の提示として「交戦国は、海底に敷設されているケーブルおよびパイプラインでもっぱら交戦国に貢献しないものに対する損害を回避するために注意を払わなければならない」としている¹¹³。

しかし、前述したように、国家実行として確認できるものは、敵交戦国と中立国を結んでいる海底ケーブルであっても、敵交戦国の軍事活動に効果的に貢献¹¹⁴しているため軍事目標になる場合には切断又は破壊すること

¹¹¹ 昭和12（1937）年の我が国の『戦時国際法規綱要』においては、敵国と中立国との領土間の電線について「絶対的必要アルトキ」は、中立国の領水を除きいかなる場所においても切断し、その他軍事上必要の処分をすることができるとしている。『戦時国際法規綱要』（1937年）121頁。米西戦争における国家実行について、Raul (Pete) Pedrozo, “Safeguarding Submarine Cables and Pipelines in Times of Peace and War,” *International Law Studies*, Vol. 106, 2025, pp. 59-60.

¹¹² 米国法及び国家実行は、軍事活動のみならず、敵部隊の戦争支援能力（war-sustaining capability of an opposing force）に効果的に貢献する物を軍事目標とする。Pedrozo, “Safeguarding Submarine Cables and Pipelines in Times of Peace and War,” pp. 55-56.

¹¹³ SRM, para. 37.

¹¹⁴ または、戦争支援能力に効果的に貢献。Pedrozo, “Safeguarding Submarine Cables and Pipelines in Times of Peace and War,” pp. 59-60.

ができるということになる¹¹⁵。さらに、交戦国によって使用されていない中立国のみを連結するケーブルは不可侵であるが、インターネットは地球規模で接続されているため、特定のケーブルが敵に使用されているかどうかを判断することは不可能である。つまり、交戦国が敵の使用する中立国の商業用海底ケーブルを攻撃目標にすることに対し、「明確なルールはない」というのが本マニュアルの立場である（8.6.8 Submarine Cables and Pipelines）¹¹⁶。ただし、そのような場合であっても、軍事目標とみなされる海底ケーブルの破壊は、軍事的必要性、区別、比例の原則などの武力紛争法の原則の適用を必要とする。なお、海底ケーブルの破壊に起因する経済的または商業的損失は、通常、付随的損害として評価されないとしている（8.6.8 Submarine Cables and Pipelines）。

（17）海戦における比例性（均衡性）原則

軍事目標か否かについて、海上においては原則としてプラットフォーム毎に判断することになる。第1追加議定書第52条2項の軍事目標の定義と同様、第51条5項（b）は、第1追加議定書締約国であっても海上では適用されない¹¹⁷。したがって、そもそも海上で比例性原則が適用されるのかという議論も存在しようが、ニューポート・マニュアルでは、比例性原則は、陸上のみならず、海上においても攻撃が釣り合いを失っているものであってはならないという慣習国際法を反映しているとする。過度な付随的損害の禁止を海上で適用する場合、多くの場合、陸上とは異なる事実関係の考慮が必要である。海上で敵の軍事目標を攻撃する場合、周囲の民用物に付随的損害が及ぶおそれは、ありそうもないか、陸上において目標を攻撃する場合よりも低いとする（8.8.1 Proportionality at Sea）。

海戦法の下では、攻撃目標となり得る敵のプラットフォーム（軍艦や補助船舶など）の乗組員や同乗者は、その一部または全部が文民であっても、比例評価の対象とする必要はない¹¹⁸。それでもなお、海軍指揮官は、発動

¹¹⁵ オスロ・マニュアルは、サンレモ・マニュアルの para. 37 に基づいているとしつつ、中立国を結ぶ海底ケーブルであっても、合法的な攻撃目標に対しては破壊することも認められるとしている。Yoram Dinstein, Arne Willy Dahl, *Oslo Manual on Select Topics of the Law of Armed Conflict Rules and Commentary*, 2020, Rule 69.

¹¹⁶ したがって、国際社会が海底施設（infrastructure）を保護するために海戦法を変更する意思がない限り（その可能性は極めて低い）、敵の戦闘遂行能力や戦争支援能力（enemy's war-fighting effort and war-sustaining effort）を低下させることの重要性を考えれば、重要な海底施設は国際武力紛争の間、攻撃の対象となり続けるとする。

Pedrozo, "Safeguarding Submarine Cables and Pipelines in Times of Peace and War," p. 62.

¹¹⁷ API 第49条 [攻撃の定義及び適用範囲]

3 この部の規定は、陸上の文民たる住民、個々の文民又は民用物に影響を及ぼす陸戦、空戦又は海戦について適用するものとし、また、陸上の目標に対して海又は空から行われるすべての攻撃についても適用する。もっとも、この部の規定は、海上又は空中の武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。

¹¹⁸ ニューポート・マニュアルの本説明は、多数の避難する文民を輸送している軍艦が軍事目標になり得るかの疑問に回答するものといえる。また、戦術状況下における部隊指揮官の心理からも支持されるであろう。多数の避難する文民を乗艦させた

する攻撃が、周辺の民用物に過度の付随的損害を与えたり、敵軍艦の外部の文民に傷害を与えたりしないことを、合理的に確信しなければならない。そして、そのような事例として、アラブ・イスラエル戦争（第4次中東戦争）における海戦を挙げる。1973年10月10日から11日にかけて、イスラエルのミサイル艇部隊がシリアのラタキア港とバニアス港近くの敵海軍基地にあった陸上の石油タンク群に対する攻撃を実施している間に、シリアのミサイル艇2隻が反撃した。イスラエルのミサイル艇は、ラタキア港の錨地に停泊していた商船の間を縫って運動するシリアのミサイル艇に対して艦対艦ミサイルを発射し、シリアのミサイル艇は2隻とも撃沈されたが、錨泊中だったギリシャの貨物船と日本の貨物船「山城丸」も被弾し沈没したというものである（8.8.1 Proportionality at Sea）¹¹⁹。このような状況においては、海戦においても付随的損害が発生する可能性が生じる場合があるといえる。

ただし、ニューボート・マニュアルは、軍艦や補助船舶ではなく、攻撃の対象となる商船の乗客が、付随的損害の評価において考慮されなければならないかどうかは、未解決の問題であるとする。軍事目標となる船舶に乗客がいる場合は、評価を実施する必要があるとする見解があり、例としては、1915年の米国旅客船ルシタニア（*Lusitania*）の撃沈¹²⁰が挙げられている（8.8.1 Proportionality at Sea）。他方、合法的な軍事目標として認定された商船に乗客がいたとしても付随的損害評価は不要とする見解もある。これは、ドイツ軍による「1,198名の乗客と乗組員の死亡をもたらした」旅客船ルシタニアの撃沈は、同船が多少の弾薬類を輸送していたことを理由とする軍事的利益との比較において、「明らかに釣り合いを失っている」とするサンレモ・マニュアルの評価¹²¹に対して、それが確立した慣習国際法とはいえないことを示している。また、軍事目標と評価される商船に乗員の他、そもそも乗客が存在しない場合は、付随的損害の評価は不要といえることができる。もちろん、そのような情報を入手することは困難であり、海戦においては、原則として軍事目標か否かの判断をプラットフォーム毎に行う所以でもある。

軍艦の艦長が、「比例性原則」に基づき、自艦は敵部隊から攻撃されないと考えるということがあるだろうか？自艦が攻撃を免除されると考えたとして、その艦長は対艦攻撃能力のある敵軍用航空機を探知した場合に、当該航空機に対する攻撃を控えるであろうか？敵潜水艦を探知した場合に攻撃を控えるであろうか？敵部隊が自艦を「比例性原則」に基づき攻撃しないであろうという根拠に基づきこちらからの攻撃を控えることがあるのかといえ、それは現実的ではないということになる。

¹¹⁹ 事実関係について、外務省中近東アフリカ局長『第71回国会衆議院外務委員会議録第38号』昭和48年10月19日、3頁；『朝日新聞』1973年10月12日；当時我が国政府は、限られた事実関係から1907年の戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル条約のあてはめについて説明した。外務省条約局長『第71回国会衆議院外務委員会議録第38号』3頁。

¹²⁰ ドイツのUボートによるルシタニアの撃沈に関する、当時の米国とドイツのそれぞれの主張と外交交渉については、川崎巳之太郎「米州外交時事」『国際法外交雑誌』第14巻第1号、1915年9月、75-84頁。

¹²¹ SRM, para. 46.5.

（18）捕獲から免除される船舶

安導券が保証された船舶、カーテル船、非軍事的学術活動に従事する船舶等は、捕獲物としての拿捕を免除される（9.5 Enemy Merchant Vessels and Civil Aircraft Exempt from Capture as Prize）。しかし、これら 1907 年のハーグ第 11 条約の下で拿捕から保護された敵国船舶等は、病院船、沿岸救助用小舟艇等の特別に保護される船舶ではない。また、旅客船も特別に保護される船舶ではなく、海戦法上の分類としては商船である¹²²。その旅客定期船が敵性であれば、文民旅客が乗船していても拿捕される可能性がある（10.4 Specially Protected Vessels）。ニューポート・マニュアルにおいては、病院船等の特別に保護される船舶等以外で伝統的に保護される船舶等が現代においても慣習法として認識されていることが理解できる。

他方、ニューポート・マニュアル第 2 版において、拿捕から免除される船舶として新たに「文民保護船舶」（Civil Defense Vessels）という類型が挙げられている。そして、「日本は、第 1 追加議定書第 66 条に示される文民保護の特殊標章（オレンジ色地に青色の正三角形）を付した船舶又は航空機は捕獲物としての拿捕から免除されると認識している」としているが、これは、あくまでもそのような合意が敵交戦国との間でなされることが前提であると理解すべきであろう。我が国の国内法である国民保護法¹²³は、国民の保護のための措置に係る者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される船舶、航空機等を識別させるために当該特殊標章を使用させることができるとしている¹²⁴。しかしながら、当該特殊標章を表示すれば自動的に攻撃や拿捕から免除されるとはしていない。あくまでも第 1 追加議定書の当該規定は、陸戦に適用されるもので、海戦には適用されないため¹²⁵、海戦法と整合をとることが求められる。すなわち、当該船舶は、専ら文民である住民の避難に用いるため、法的に攻撃及び拿捕からの免除を得ようとするならば、敵交戦国から同意を得る必要があるということである。また、その際に掲げる標識として第 1 追加議定書に規定する本来陸上で適用される文民保護の特殊標章を用いることを併せて合意する必要がある。

このような場合に海戦法上、人道的な文民保護に従事する船舶を捕獲及び攻撃からの免除を得る枠組としては、交戦国間の事前の取極により、安導券（safe conduct）が保証された船舶が考えられる。安導券とは、交戦国が中立国または敵国に属する中立の船舶又は部隊が特定の場所に到達する

¹²² サンレモ・マニュアルでは、病院船等の特別に保護される船舶やカーテル船等その他の保護される船舶とともに、「攻撃を免除される船舶」として、「文民旅客の輸送にのみ従事している間の旅客船」を同様に列挙している。SRM, para. 47.

¹²³ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）（以下「国民保護法」という。）。

¹²⁴ 国民保護法第 157 条。令和 5（2023）年 6 月に自衛隊と海上保安庁が共同訓練を実施し、その際、海上保安庁の巡視船が住民の避難の任務を担当するためにジュネーヴ条約第 1 追加議定書第 66 条 4 項に規定する文民保護の特殊標章（オレンジ色地に青色の正三角形）を旗及び塗装により表示した。防衛省「海上保安庁との共同訓練について」『お知らせ』2023 年 6 月 22 日、

<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/06/22a.html>.

¹²⁵ API 第 49 条 3 項（脚注 117 参照）。

ことを許可する文書である。このような船舶や航空機は、安導券で許可された活動や航路を逸脱したり、敵に有害な行為を行うために使用されたりしない限り、攻撃及び捕獲から保護される（9.5 Enemy Merchant Vessels and Civil Aircraft Exempt from Capture as Prize）。

したがって、第2版で追加された「文民保護船舶」は、事実上「安導券が保証された船舶」の一類型を明確にしたものといえるかもしれない¹²⁶。しかし、陸戦に用いられることを前提にした文民保護の特殊標章を単に掲げただけで、敵交戦国部隊にそのような船舶であることを認識させることは、現実的ではない。

条約上、特別に保護される病院船でさえ、使用の10日前までに「その船名、登録総トン数、船体長並びにマスト及び煙突の数を含む細目（descriptions/characteristics）を敵交戦国に通告しなければならない（10.4.1.5.1 Hospital Ship Characteristic Notification）」¹²⁷。これは海上における識別が陸上と比較して如何に困難かということも表している。海上においては、目標が移動すること、そして、夜間はもちろん、昼間においても距離、太陽の方向、荒天、靄（もや）、霧、降雨等、気象・海象の要因により目視による識別が困難な場合が多々あり、旗や塗装で識別することは困難である。したがって、病院船の通告内容にあるとおり、煙突やマストの数などの細目、すなわち、シルエットが重要となってくる。また、現代においては、その他の灯火、無線、AIS（Automatic Identification System）船舶自動識別装置などを活用した識別も重要になるであろう。法的に文民保護に従事する船舶の安全を確保するためには、交戦国間で合意をし、要すればその中で目印としての第1追加議定書第66条4項に規定する文民保護の特殊標章の海上での使用に関する取極めも併せて行うことが適当であろう¹²⁸。

（19）中立法

一般的な規則として、中立国は国際武力紛争に参加していない全ての国

¹²⁶ 第2次世界大戦中の1945年、日本郵船の「阿波丸」は、米国からソ連経由で届いた捕虜救済品を我が国の支配下にあった南方諸地域に所在する連合国捕虜に輸送することとなった。米国は我が国との合意により、「阿波丸」の航行の安全を保証し、安導券を与えた。結果的には、攻撃及び拿捕からの免除が約束された「阿波丸」についての認識が米海軍部隊内で徹底されず、「阿波丸」は、シンガポールからの帰路、台湾海峡において米潜水艦の雷撃を受けて撃沈された。これに対し、米国政府は、我が国政府に「阿波丸」撃沈の責任を認め、誤攻撃を行った潜水艦の艦長の懲戒処分と損害賠償について公正に審議することを約束した。Roger Dingman, *Ghost of War: the sinking of the Awa maru and Japanese-American relations, 1945-1995*, Naval Institute Press, 1997, pp. 1-72; 日本語訳は、ロジャー・ディングマン『阿波丸撃沈—太平洋戦争と日米関係』川村孝治訳、日本郵船歴史資料館監訳、成山堂書店、2000年、1-68頁。

¹²⁷ ジュネーヴ第2条約第22条。

¹²⁸ 第2次世界大戦中の「阿波丸」の例では、識別のために緑地に大きな白十字を塗り、夜間に当該標章を浮き立たせるために特別に灯火をつけるという措置を実施したが、誤攻撃を受けている。Dingman, *Ghost of War*, pp. 7, 39; ディングマン『阿波丸撃沈—太平洋戦争と日米関係』6、38頁。

家から構成される。そして、中立法は国際武力紛争に参加する交戦国と紛争に参加していない中立国との間に適用される武力紛争法であり、中立国と交戦国の法的関係を明らかにし、双方に義務を課し権利を付与する（11.1 Definition of Neutrality）。

ニューボート・マニュアルにおいても伝統的な中立国の権利と義務について解説している（11.4 Neutral Rights and Obligations）。たとえば、中立国は、直接的であれ間接的であれ、いかなる方法であっても交戦国に軍艦、弾薬又は一切の軍需物資を供給することを禁止されているとする（11.4.2.2 Abstention）。また、中立国は自国の港や泊地、水域で生起する中立への侵害を防止するため、あらゆる取り得る手段を用いて監視を実施する義務がある（11.4.2 Obligations of Neutral States）。

他方、戦争が政策の手段として放棄された後、国連憲章の下、第41条及び第42条に基づく措置¹²⁹が採択された場合、加盟国はそれら諸活動、特に強制行動に「あらゆる援助」を与えることが求められ、これは、公平性の原則を含む伝統的な中立法に優先する（11.2.1 UN Charter）。また、そのような国連安保理決議がなくとも、限定的又は好意的中立（Qualified/Benevolent Neutrality）¹³⁰として、中立国は侵略戦争の被害国に有利な待遇をとることができ、中立義務に拘束されないという立場がある（11.2.2 Qualified/Benevolent Neutrality）。さらに、国連憲章に反し国際違法行為となる侵略戦争を遂行する国家に対して中立国は、中立義務と両立しない行為を含む対抗措置を講じることができるとする（11.2.4 Law of State Responsibility）。

したがって、中立国は一方の交戦国部隊に後方支援活動を実施するなど伝統的な中立義務に反する行為も、それが違法な武力攻撃の対象となった被害国やその支援国に対するものとして合法性を主張することができるという¹³¹。しかし、同時に不利益を被った他方の交戦国は、中立国がその

¹²⁹ 国連憲章第41条は、経済制裁等の非軍事的措置で、同第42条は、封鎖等の武力の行使を含む軍事的措置である。

¹³⁰ NWP 1-14M, § 7.2.1.

¹³¹ 中立国の商船は交戦国との通商に従事できるが、交戦国は敵交戦国との通商を行う中立国商船を臨検・捜索することが認められるところ、そのような中立国商船の国籍国は、交戦国の合法的な臨検や拿捕などの交戦権の行使を黙認する義務がある。この黙認義務については、第2次大戦後の国家実行からも有効であると考えられる。イラン・イラク戦争中の1985年9月20日、日本国籍のコンテナ船「東豪丸」がアラビア海北部、ホルムズ海峡の南側の国際水域においてイラン海軍の軍艦による臨検の後、拿捕されてイランのバンドルアップス港に引致された。イラク向けの貨物が没収されたが、「東豪丸」と乗組員は9月30日に解放された。海幹校『国際法規』（2016）175頁；臨検、拿捕、引致から貨物の没収及び解放に至る経緯については、当時の「東豪丸」船長が具体的に状況を説明している。古沢啓二「イラン・イラク戦争異聞」『航海』108巻、1991年6月、76-82頁；中立法が海上経済戦において、交戦国による「第三国への妨害を一定限度に制限するという機能」もあり、「第三国」が「交戦国の措置を一定限度で容認する態度を示して」おり、「中立法規が適用されている状況が存在している」とする。真山

義務に反する場合には、自ら行動をとり得る。そのような行動は、外交上の手段から、当該違反を是正するために比例し、かつ必要な武力行使に至るまで多岐にわたる。(11.4.2 Obligations of Neutral States)。中立国は、そのことを認識したうえで自国の行為を決断することとなる¹³²。

いずれにせよ、「国際武力紛争に参加していない全ての国家」が中立国であり、中立国とは中立政策を採る国という意味ではなく、交戦国以外の国を指す国際法上の地位である¹³³。すなわち、国際武力紛争が生じた場合、国際社会の全ての国家が紛争当事国にならない限り、紛争当事国とそれ以外の非紛争当事国の間には中立法が適用される¹³⁴。

(20) 海戦法と非国際武力紛争

敵対行為が海上にまで及ぶ非国際武力紛争の状況に適用するための特別な条約規則はないが、敵対行為が当該国の内水、群島水域、領海、あるいは公海の水域（国際水域）で発生した場合に、紛争当事者が武力紛争法の適用を免除される理由はない。また、敵対行為が海上に及んだ場合、非国際武力紛争を規律する法が適用されなくなることを示すものもない。した

全「海上経済戦における中立法規の適用について」『世界法年報』第8号、1988年10月、26-28頁。

¹³² 事実として中立国が伝統的な中立義務を遵守していない場合が多いことは、第2次世界大戦後の国家実行からすると明確である。ベトナム戦争において、1965年から1973年の間、Operation Arc Light として米空軍は、B-52 による爆撃任務を行った。その際、主要基地のアンダーソン（グアム）及びタイのウタパオに加えて沖縄の嘉手納が使われた。John T. Correll, “Arc Light,” *Air & Space Forces Magazine*, Jan. 1, 2009, <https://www.airandspaceforces.com/article/0109arc/>; 1973年の第4次中東戦争において、米国及びソ連は、イスラエルとアラブ諸国（エジプト、シリア等）に対して、それぞれ大規模な武器や装備品の支援を実施した。Joseph S. Doyle, “The Yom Kippur War and the Shaping of the United States Air Force,” *Air University School of Advances Air and Space Studies*, Drew Paper No.31, 2019.

¹³³ 岩沢雄司『国際法 第2版』東京大学出版会、2023年、744頁。Michael Bothe, Dieter Fleck eds., “The Law of Neutrality,” *The Handbook of International Humanitarian Law*, 4th ed., Oxford University Press, 2021, para. 18.01, p. 602; James Farrant, “Modern Maritime Neutrality Law,” *International Law Studies*, Vol. 90, 2014, pp. 198-307; International Law Association, *Helsinki Principles on the Law of Maritime Neutrality*, May 30, 1998, §1.1 Definition.

¹³⁴ サンレモ・マニュアルも、「『中立国』とは、非紛争当事国をいう」（SRM, para. 13 (d)）、「すなわち、現に行われている敵対行為に軍隊の使用によって参加していない国を意味することを強調する必要がある」とする（SRM, para. 113.2）。サンレモ・マニュアル策定の「ラウンド・テーブルが、1977年の第1追加議定書において使用されている『中立国又は紛争当事国でない他の国』ではなく、1949年のジュネーヴ4条約に使われている『中立国』として、そのような国家に言及することを決めたことが注目されるだろう。参加者たちは、『非交戦国』に適用される規則と『中立国』に適用される規則との間に区別をすべきかどうかについて慎重に議論し、そのような区別をマニュアルのためには認めるべきではないと決定した。というのも、『中立国』と『非交戦国』という国家の呼び方は、不可避免的に恣意的であり、それゆえこれが、紛争当事国でない国の船舶に適用される規則とこのような国家の水域の保護に適用される規則について、極端な不明確さを持ち込むことになるからであ」とした（SRM, para. 113.2）。

がって、非国際武力紛争の当事者は、その関係において、敵対行為及び武力紛争の犠牲者の保護に関する原則（principles）および規則（rules）に拘束される。また、すべての武力紛争に適用される慣習的な武力紛争法の規則（区別原則など）は、海上の非国際武力紛争にも適用される（12.1 Introduction）。

他方、捕獲法や海上中立法の概念は、国際武力紛争に適用されるものであり、伝統的には内戦の状況下では適用されない。アルジェリア紛争（1954-1962年）の間、フランスは紛争当事国として、国際水域にある外国商船を臨検・搜索し、拿捕を実施した。これらの措置を受けた船舶の旗国は抗議したが、これは、非国際武力紛争においては捕獲法に基づく措置は許されないという一般的な確信の証拠となる。したがって、領海の外側の外国籍の船舶や航空機に対する紛争当事国による措置は、海戦法ではなく国際法の他の規則や原則に基づいて評価されなければならない（12.1 Introduction）。

非国際武力紛争の間、敵対行為は領海の外縁を越えてもよいが、捕獲法に基づく措置を取ることはできない。これは非国際武力紛争のすべての紛争当事者に適用される。沿岸国が接続水域で享受する権利は依然として通関、財政、出入国管理、衛生の規制に限定されており、安全保障上の利益にまで拡大することはできない。しかし、これは、非国家の組織された武装集団を支援することを意図した活動（例えば、非国家の組織された武装集団に向けられた武器の輸送など）を阻止するために、沿岸国が国連海洋法条約第33条に基づく接続水域における違反を防止する権利¹³⁵を害するものではないとする（12.2 Geographical Scope of Applicability）。

また、スリランカ政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）の間の非国際武力紛争（1983-2009年）中、スリランカ海軍は、商船コイマール（MV *Koimar*）を2003年3月に、商船（タンカー）ショシン（MT *Shosin*）を2003年6月に、商船プリンセス・クリスティーナ（MV *Princess Christina*）を2009年12月に撃沈するなど、国際水域でLTTEに武器やその他の補給品を運ぶ多くの外国船籍の船舶を捕捉した。これらの捕捉は、国際武力紛争又は非国際武力紛争（したがって適用される武力紛争法）の存在を前提としたものではなく、国連海洋法条約第110条の公海（EEZを含む）における軍艦の臨検の権利と自衛権を前提としていた（12.2 Geographical Scope of Applicability）。

紛争当事国（国家主体）がとった措置は、非国際武力紛争の非国家当事者（非国家主体）がとった措置と区別されなければならないとし、非国家紛争当事者による領海の外における攻撃は、海賊又はSUA条約（海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約：海洋航行不法行為防止条約）上の犯罪とみなされる。このように、非国際武力紛争の存在は、海洋

¹³⁵ 国連海洋法条約 第33条 接続水域

1 沿岸国は、自国の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、次のことに必要な規制を行うことができる。

(a) 自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。

(b) 自国の領土又は領海内で行われた (a) の法令の違反を処罰すること。

法を含む一般国際法に基づいて各国が享受する権利を損なうものではない（12.3.2.2.2 Objects）。

したがって、2023年11月に紅海南部のイエメン、ホデイダ沖の国際水域においてイエメンを拠点とするフーシ派がヘリコプターを使用して自動車運搬船「ギャラクシー・リーダー」（*Galaxy Leader*）を「拿捕」した事案は、政治的な配慮は別として、国際法上は、海賊行為に該当するといえることができるであろう¹³⁶。他方、フーシ派による航行船舶に対する弾道ミサイル攻撃などは、海賊の定義に該当しない攻撃であり、米国や英国は自衛権の行使としてイエメン領内のフーシ派拠点を攻撃している¹³⁷。

ニューポート・マニュアルでは、非国際武力紛争で禁止されている戦闘方法として、背信行為や保護標章の濫用など、国際武力紛争と共通のものもあるが、特に非国際武力紛争で禁止されている戦闘方法として封鎖、領海外への排除水域（*Exclusion zones*）の設定や機雷の敷設を挙げている。ただし、封鎖については、イスラエル軍により2009年1月に設定されたガザ地区に対する海上の封鎖を念頭に非国際武力紛争が国際武力紛争とより共通点を持つような例外的な性格を持っている場合を除くとしている（12.3.3.1 Prohibited Methods）。すなわち、非国際武力紛争であっても例外的に封鎖が合法とされる場合があるということである¹³⁸。

¹³⁶ 「交戦団体など、国際法上、他国に対して国家行為の一部を行使する権限を認められているものが行った行為は、海賊行為に該当しない」とされる。山本草二『国際法（新版）』有斐閣、1985年、429頁；海賊の定義の「私的目的の要件」は、反乱団体の行為を除外するために入った。反乱団体は、政府や政府を援助する第三国の船を攻撃対象とする。反乱団体のこのような行為は私的目的のためとみなされず、海賊行為に該当しない」。岩沢雄司『国際法 第2版』274頁。したがって、反乱団体である非国家紛争当事者がそのような政府側の特定の船舶ではなく、船舶一般を攻撃対象とする場合は、海賊行為とみなされる可能性がある。1961年のサンタ・マリア号事件において、ブラジル政府は、「武装集団による暴力行為が、特定国を対象とした政治的な目的のものであり、公海上の航行一般を害していないこと、同一船内で発生した事件であることを理由に、海賊の要件を満たしていない」と判断した。すなわち、暴力行為が国際水域の航行一般を害する場合は、海賊行為とみなされる可能性を示している。廣瀬肇「領海外の外国船舶内で発生する危険に対する沿岸国の介入について」『海上保安国際紛争事例の研究』第3号、2002年3月、<https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2001/00499/contents/00075.htm>；Pedrozoは、2023年11月19日のギャラクシー・リーダー事案は明らかな海賊行為（clearly acts of piracy）であるとする。Raul (Pete) Pedrozo, “Securing the Maritime Domain in the Red Sea,” *Lieber Institute Articles of War*, December 8, 2023, p. 58, <https://lieber.westpoint.edu/securing-maritime-domain-red-sea/>.

¹³⁷ U.N. Doc. S/2024/55, Jan. 15, 2024, Letter dated 12 January 2024 from the Permanent Representative of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the United Nations addressed to the President of the Security Council; U.N. Doc. S/2024/56, Jan. 15, 2024, Letter dated 12 January 2024 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations addressed to the President of the Security Council.

¹³⁸ パルマー・レポートは、「武力紛争の形をとる長期化した闘争がイスラエルとハマスの支配するガザの武装集団との間で存在することに争いはないが、この紛争の性質が国際的であるかについては争いがある。・・・ガザの状況は独特であって、世界のどこにも同じものを見出すことができない。・・・パネルは封鎖法の目

4 おわりに

武力紛争における敵対行為の規律や民物等の保護について、ジュネーブ諸条約第1追加議定書等の主として陸戦を対象とした条約の部分が同様に海上においても適用されるのではないかという誤解がもたれがちであるが、海戦法においては、大部分が慣習国際法によって規律されている。そのため、最新の慣習国際法について整理し、記述したリステイトメントが必要となり、ニューポート・マニュアルはそれに応えようとするものである。

しかし、いくつかの点で、今後修正を検討すべきものもある。本マニュアルは、ポスト冷戦期において大規模戦争を想定しなかった時代に考えられたあるべき法 (*lex ferenda*) ではなく、現行法 (*lex lata*) を重視している。しかし、それは、あくまでも本マニュアルの著者らの認識であり、なかには不正確な部分が含まれる可能性も否定できない。たとえば、前述したように、商船の敵性か中立性かを評価する場合の概念の一つに「1756年ルール」(敵国政府の特許を得て航海に従事する商船は敵船とみなす)があるが、本マニュアルではある商船が拿捕の対象となる中立商船(中立性商船)の箇所分類されているところ、「1756年ルール」の対象となる中立国商船は、敵商船(敵性商船)に分類されるものである。

また、慣習法としては確立していないが、新たな論点にも言及することは重要である。たとえば、無人システムは捕獲法の本質に変更を加えるものではないが、船長や乗員が不在な無人船舶に対する臨検拿捕等の技術的な要領については、乗船隊による措置、拿捕後の引致、無人船舶による抵抗への措置など影響が出る可能性があることを指摘している(9.16 Unmanned Merchant Vessels)。しかしながら、本マニュアルでは触れていないものの、言及すべきであった論点も存在する。例えば、サンレモ・マニュアルでは述べられている、中立国軍艦による当該中立国籍以外の中立国商船の護送(護衛)については、我が国をはじめ主要国の重要な通商に便宜置籍船を用いる場合が大半である現代において、たとえ慣習国際法として確立していなくとも、実務者の理解に資するために論点については触れるべきであったかもしれない。これらについては、今後想定される本マニュアルのさらなる改訂作業に反映すべきであろう。

ニューポート・マニュアルは、指揮官、幕僚及びリーガル・アドバイザーをはじめとする実務者による海戦法の実地の適用に資するために作成されたものである。したがって、学術的な国際法理論やあるべき法ではなく、国家の行為と現実の法意識を基準として判断し、適用するためのものであり、本マニュアルはそのための資料として用いることが重要である。

的のため、この紛争が国際的なものとして扱われるべきであると判断する」としている。パルマー・レポート、para. 73（脚注95を参照）。